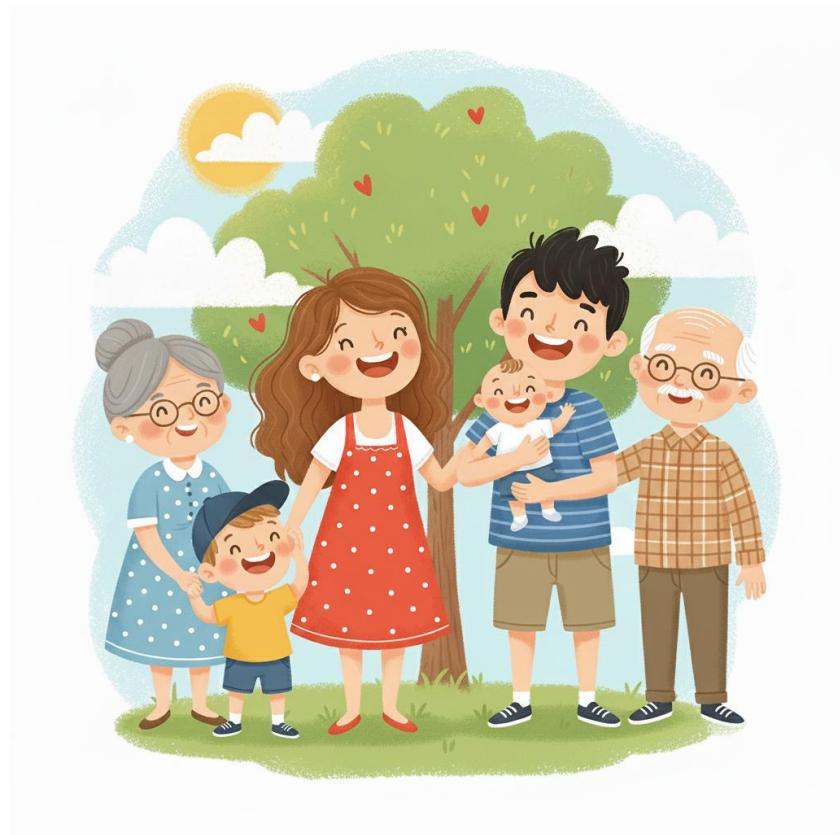


第4期久米南町地域福祉計画

久米南町地域福祉活動計画



令和8年3月

久米南町

久米南町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置づけ	3
4 法的根拠	4
5 計画の期間	6
6 計画策定の方法	7
第2章 町を取り巻く地域福祉の現状	8
1 統計データから見る町の現状	8
2 アンケート調査結果に見る町の現状	11
3 地域福祉推進会議に見る町の現状	20
4 介護予防ワークショップより	22
第3章 計画の基本的考え方	27
1 基本理念	27
2 施策の体系	28
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	29
計画の柱【その1】 安心して暮らせる仕組みづくり	29
計画の柱【その2】 人と人とのつながりのある地域づくり	38
計画の柱【その3】 活力ある地域づくり	46
【その4】 その他の活動	50
第5章 第2期久米南町成年後見制度利用促進基本計画	53
1 計画策定の背景と目的	53
2 計画の位置づけ	53
3 成年後見制度利用促進に関するこれまでの取組	54
4 成年後見制度利用に関する現状	54
5 成年後見制度の課題	56
6 計画策定によりめざす姿	57
第6章 久米南町再犯防止推進計画	60
1 現状と課題	60
2 地方再犯防止推進計画の策定	60
3 再犯者、刑務所出所者等に係る全国の状況	61
4 関係団体等との連携	63
5 施策の方向性	64
6 今後の取り組み	64
第7章 計画の推進にむけて	67
1 計画の周知	67

2 連携・協働による地域福祉の推進	67
3 計画の進行管理	67
資料編	68
1 久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	68
2 計画策定経過	74



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域の支え合う力は低下しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行や、原油価格や物価の高騰の影響による自殺やひきこもりといった孤独・孤立の問題、生活困窮者や子どもの貧困への支援など、地域が抱える課題や福祉ニーズは増加するとともに多様化・複雑化・複合化しています。

久米南町（以下、「本町」という。）においても令和7年9月末現在、総人口における65歳以上の占める割合である高齢化率は46.4%、また、0～14歳の割合は7.4%となっており、少子高齢化が進んでいます。今後も高齢化がさらに進行する見込みとなっています。

こうした中、国は「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」や『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』に基づいた取組を進めており、その工程の中で、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「重層的支援体制整備事業の創設」に向けた社会福祉法改正が行われたところです。

社会福祉法は、その目的として「地域福祉の推進」を掲げており、地域づくりを計画的、総合的に進めるため、市町村に対して「市町村地域福祉計画」の策定を求めています。

すべての町民が明るい笑顔で暮らすためには、地域福祉の推進は重要であり、本町では、福祉課題に対応するための計画として、「第4期久米南町地域福祉計画」「第4期久米南町地域福祉活動計画」を策定します。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を抱合するものとします。

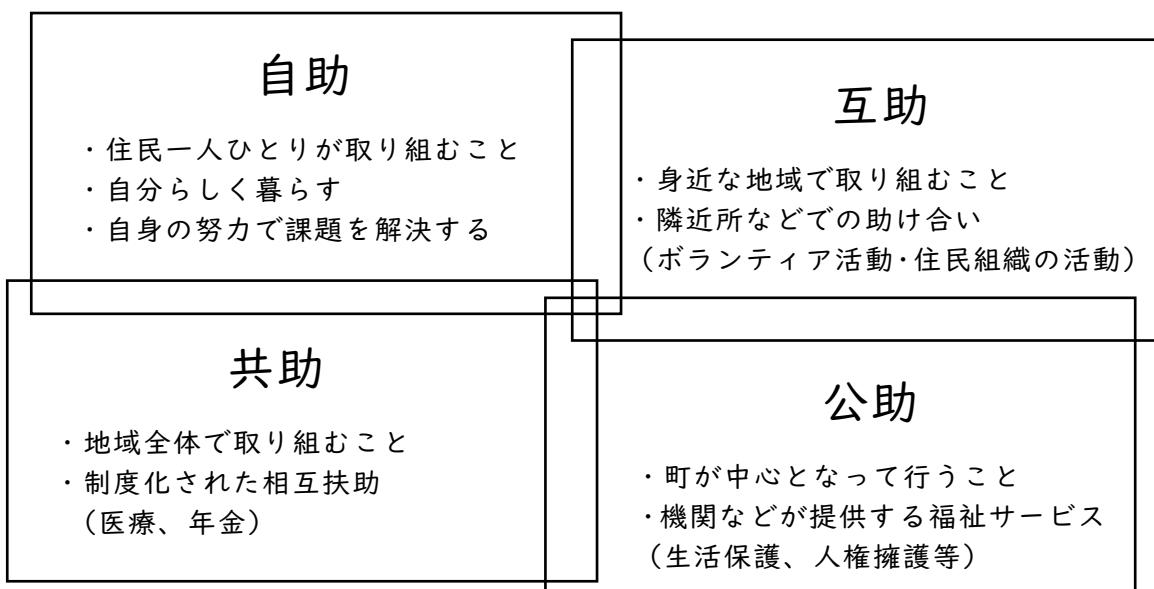
2 地域福祉とは

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

地域で安心して生活していくためには、地域に住む人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

様々な生活課題について、住民一人ひとりの力（自助）、近隣での助け合い（互助）、住民組織やボランティア活動、社会保障制度（共助）、公的な制度による支援（公助）の連携によって解決していくこうとする取組が必要です。

《自助・互助・共助・公助の位置づけ》

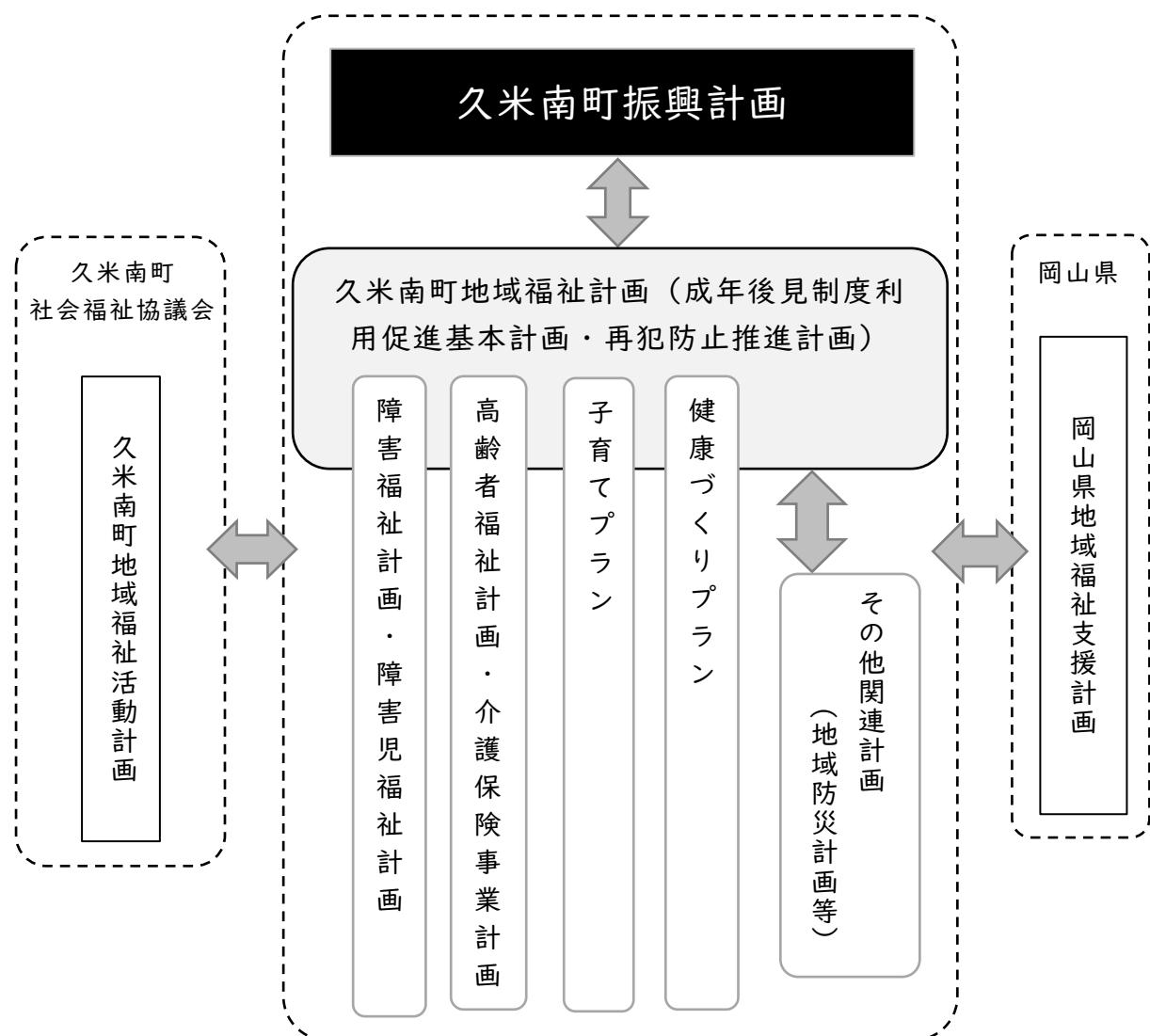


3 計画の位置づけ

久米南町地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、本町における地域福祉推進の基本的指針を定めるものです。町の最上位計画である、第6次久米南町振興計画（令和13年度まで）を基盤としながら、高齢者、障害者、子ども、その他の保健・福祉の計画との整合性を保つほか、まちづくりの計画、防災の計画など保健・福祉分野以外の計画とも連携を図り、町民が支え合い、共に生きる地域社会（地域共生社会）を構築していくための計画とします。

また、久米南町地域福祉活動計画は、社会福祉法人久米南町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

町と社協では、この2つの計画が互いに地域福祉の推進に資するという目的が同じであることから、第4期の計画においても基本理念や計画期間を統一し、相互に補完し合いながら計画を推進していきます。



4 法的根拠

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、府内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

社会福祉法（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。社会福祉法第109条において、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係団体等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示すものです。

社会福祉法（抜粋）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては・・・（中略）指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)成年後見制度利用促進事業計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(4)地方再犯防止推進計画

再犯防止計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画であり、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画です。

再犯防止推進法（抜粋）

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

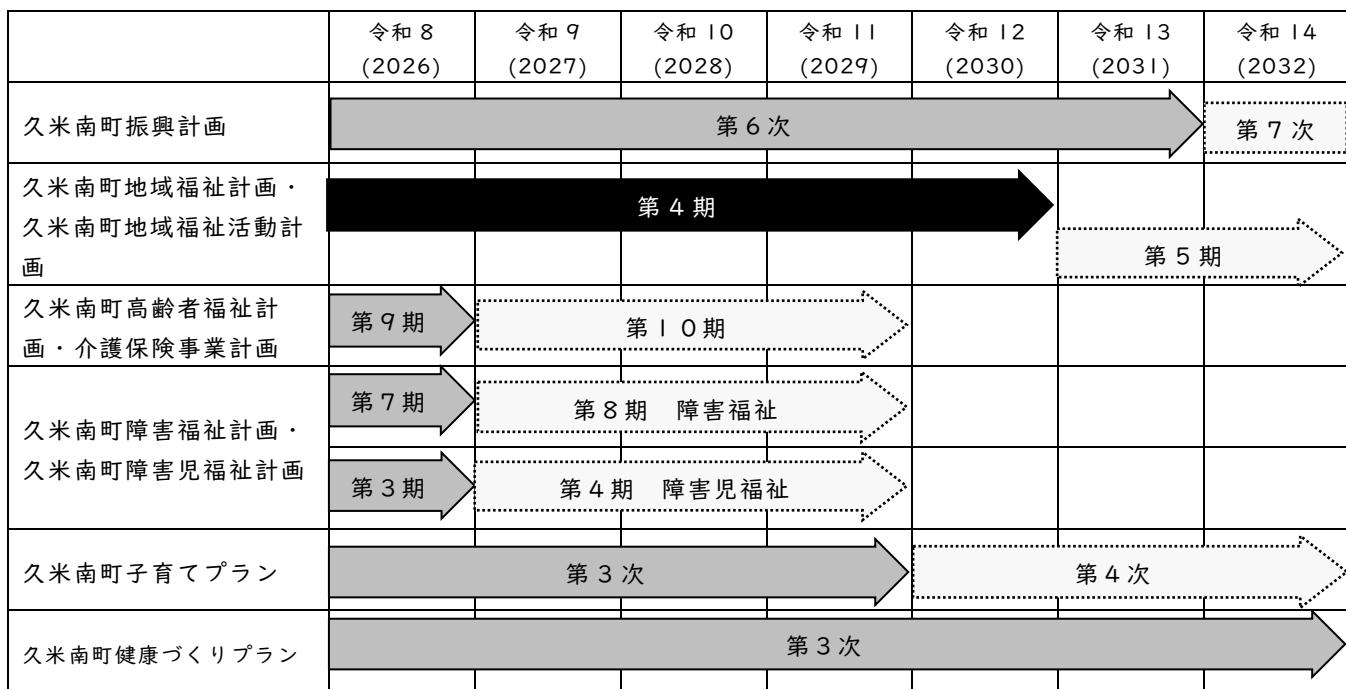
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

なお、計画期間の最終年度である令和12（2030）年度に次期計画の策定を行います。



6 計画策定の方法

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

住民組織の代表者、福祉団体等の代表者、社会福祉施設の代表者で構成される「久米南町地域福祉計画策定委員会」及び「久米南町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

(2) 地域福祉推進会議

住民が普段の暮らしの中で感じていることや、地域での課題について、解決策や方向性などのアイデアや意見を伺うため、住民組織や福祉団体等の役員に参加いただき、座談会を開催しました。

(3) アンケート調査の実施

地域福祉に係る住民ニーズ等を把握するために、アンケート調査を行いました。

【調査の実施概要】

地域福祉計画に係る住民意識アンケート調査	
調査対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上高齢者 128人・ 独居高齢者 48人・ ボランティア団体 26人 　　久米南町ふれあいの会 20人 　　久米南町生活支援センター 6人・ 障害のある方 20人・ 子育て世代の方 78人
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・ 各種団体や関係機関を通して配布・回収・ 郵送方式・ インターネットによる回答
調査時期	令和7年4月～7月
調査対象地区	町内全域
調査票配布数	300
回収票数	262
回収率	87.3%

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和8年2月10日（火）から令和8年3月11日（水）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

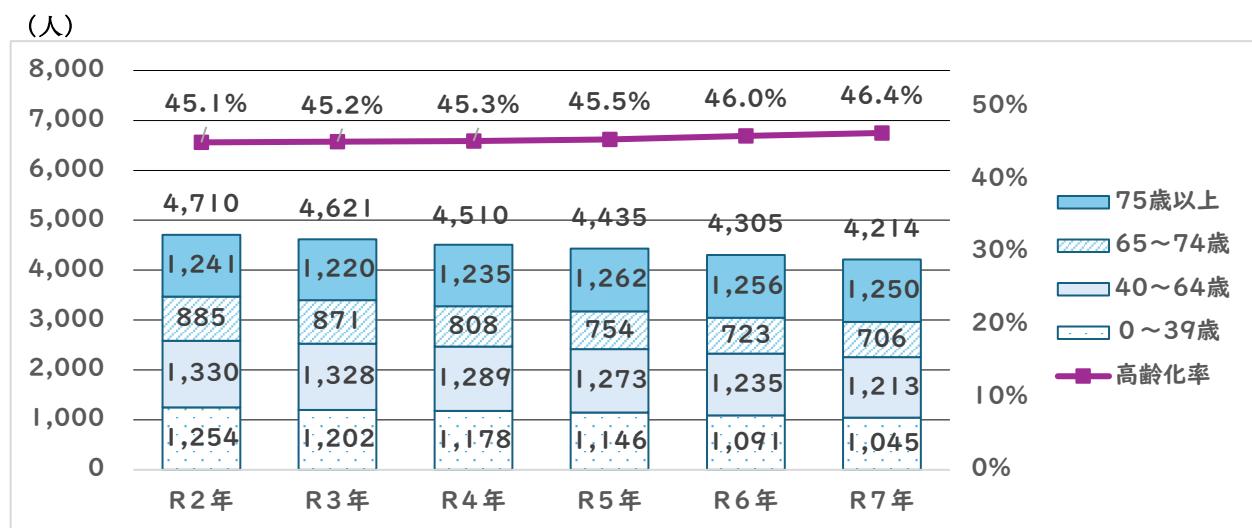
第2章 町を取り巻く地域福祉の現状

1 統計データから見る町の現状

(1) 人口・世帯の推移

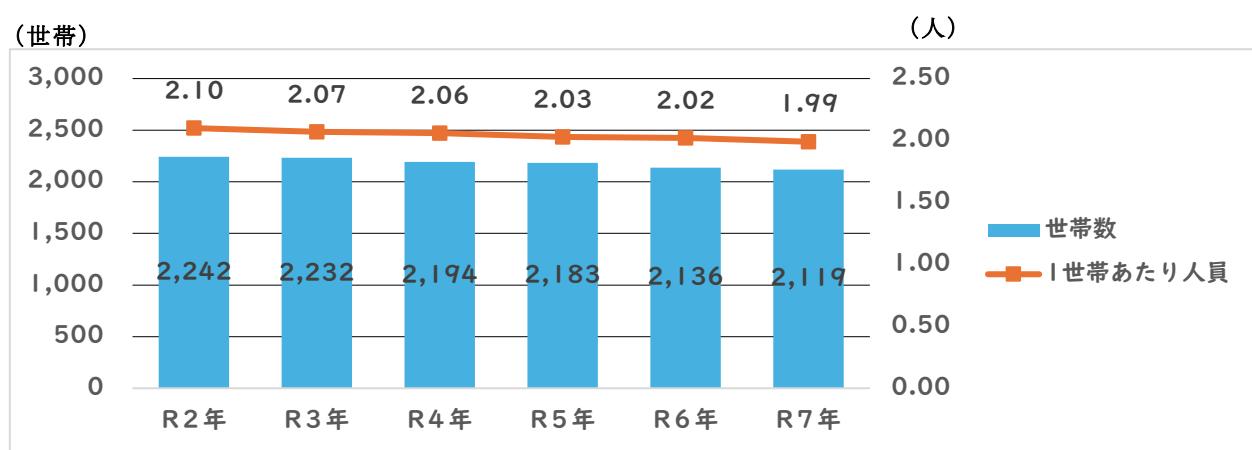
本町の総人口は減少傾向にあり、令和7年10月1日現在4,214人（5年前の令和2年に対して496人の減少）となっています。総人口が減少する中、高齢化率は上昇しています。世帯数は、令和7年10月1日現在で2,119世帯となっており、概ね横ばいで推移しています。1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和2年の2.10人から令和7年には1.99人となっており、核家族化やひとり暮らしの増加がうかがえます。

○総人口等の推移



※住民基本台帳（各年10月1日現在）

○世帯の推移

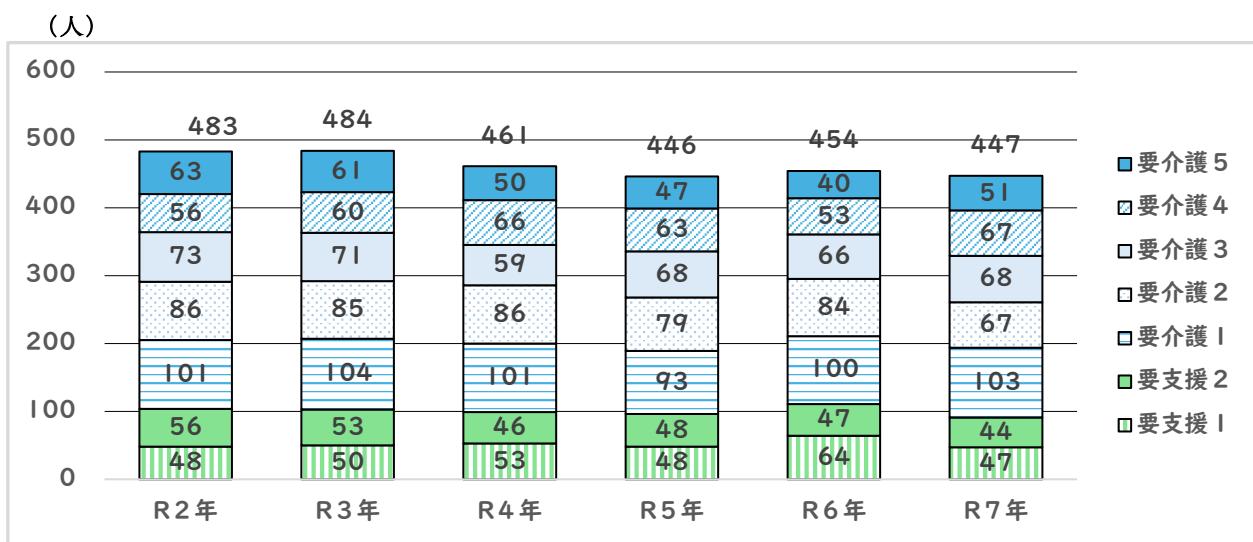


※住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 要介護認定者の状況

本町の要介護等認定者数は、令和7年9月末現在では447人となっています。構成比をみると、介護予防・日常生活支援総合事業の開始により要支援1や要支援2は20%程度となっていますが、全体では介護度の低い人（要介護2まで）が占める割合が60%程度となっています。

○要介護等認定者数の推移

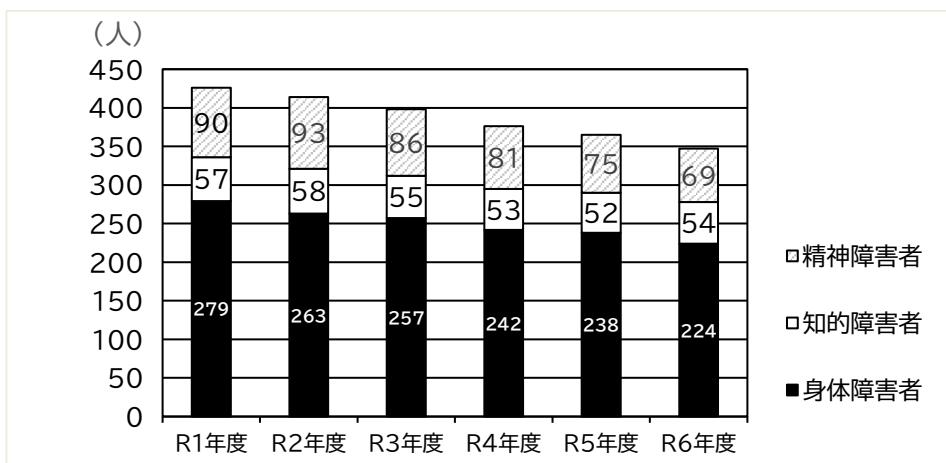


※介護保険事業状況報告（R2～R7年：9月分報告値）

(3) 障害者の状況

本町の手帳所持者数は、令和7年3月末現在で、身体障害者手帳の所持者は224人、療育手帳の所持者は54人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は69人となっています。身体障害者手帳及び精神障害者手帳の所持者は減少、療育手帳の所持者はほぼ横ばいとなっています。

○各種手帳保持者の推移

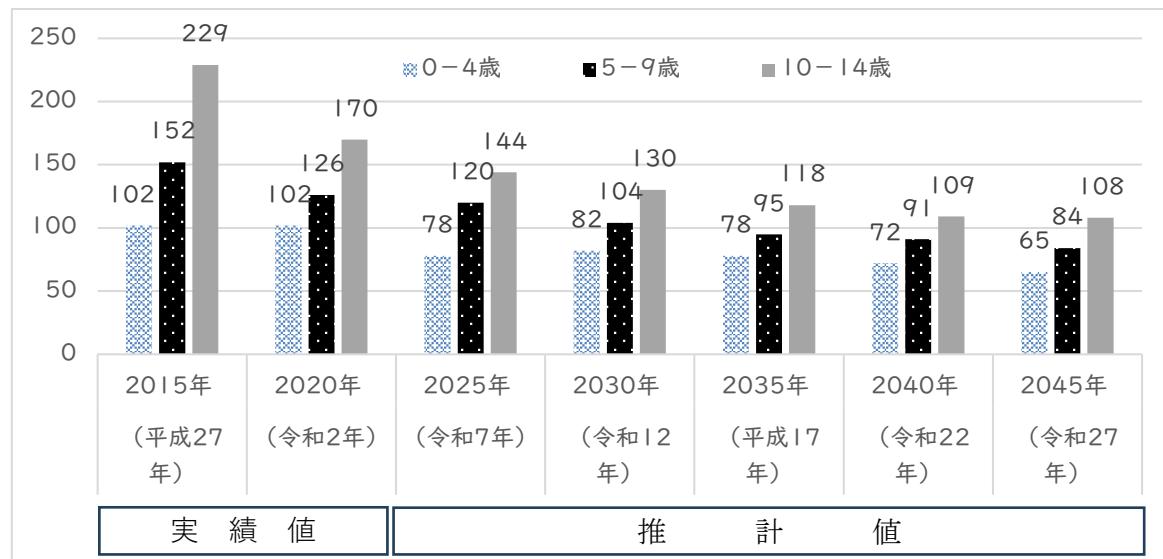


※各年度3月末現在

(4-1) 子ども・子育て対象人口の推移

本町の令和2年の0～4歳人口は102人、5～9歳人口は126人、10～14歳人口は170人ですが、3つの年代ともにその後は減少すると推計され、令和7年には0～4歳人口は78人、5～9歳人口は120人、10～14歳人口は144人と推計されています。

○14歳以下3区分別人口の推移と予測

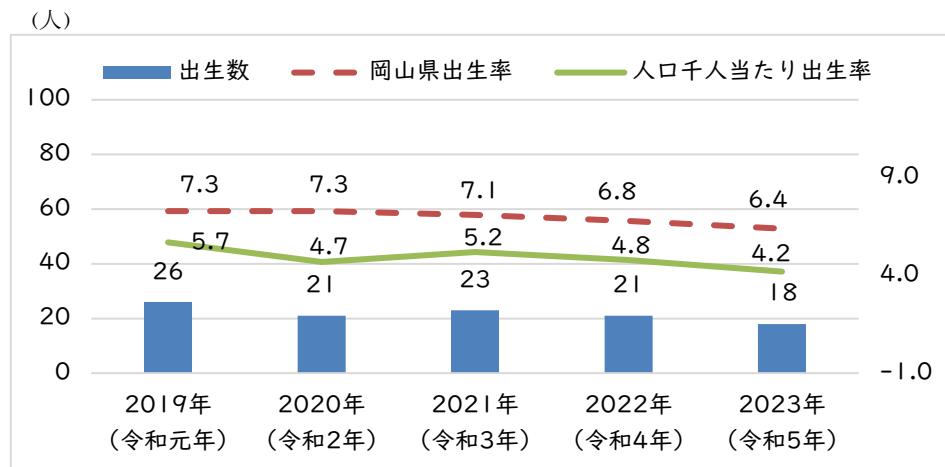


※令和2年までは国勢調査実測値、令和7年以降は社人研推計値

(4-2) 出生数

本町の出生数は、平成27年以降おおむね年間20人で推移しています。人口千人当たり出生率は、平成30年は4.10%で各年ともに岡山県に比べると低くなっています。

○出生数の推移



※住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

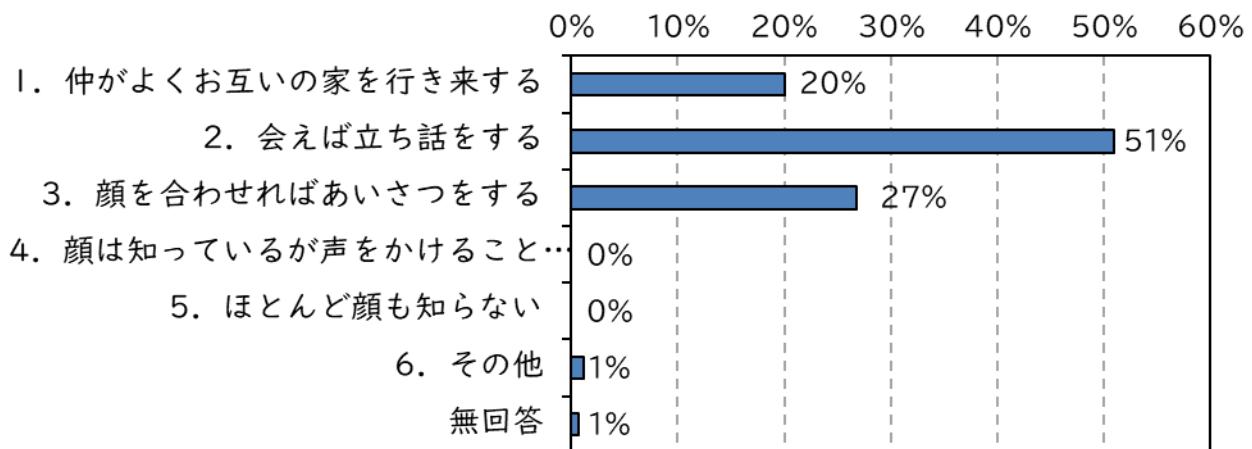
‰（パールミル）：1000分の1を1とする単位

2 アンケート調査結果に見る町の現状

(1) 近所との付き合いについて

ふだんの近所づきあいについて、「お互いの家を行き来する」「会えば立ち話をする」「あいさつをする」の3項目で合計が98%となっており、何らかの近所づきあいは「ある」と言えます。

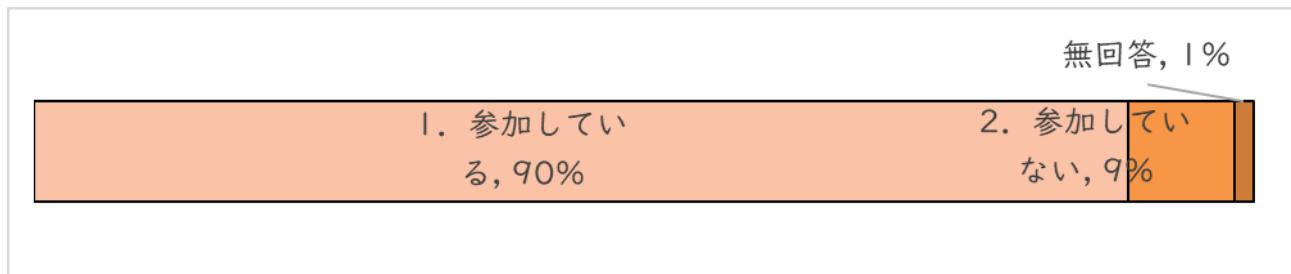
■あなたはふだん近所の方とどの程度お付き合いをされていますか。(1つ選択)



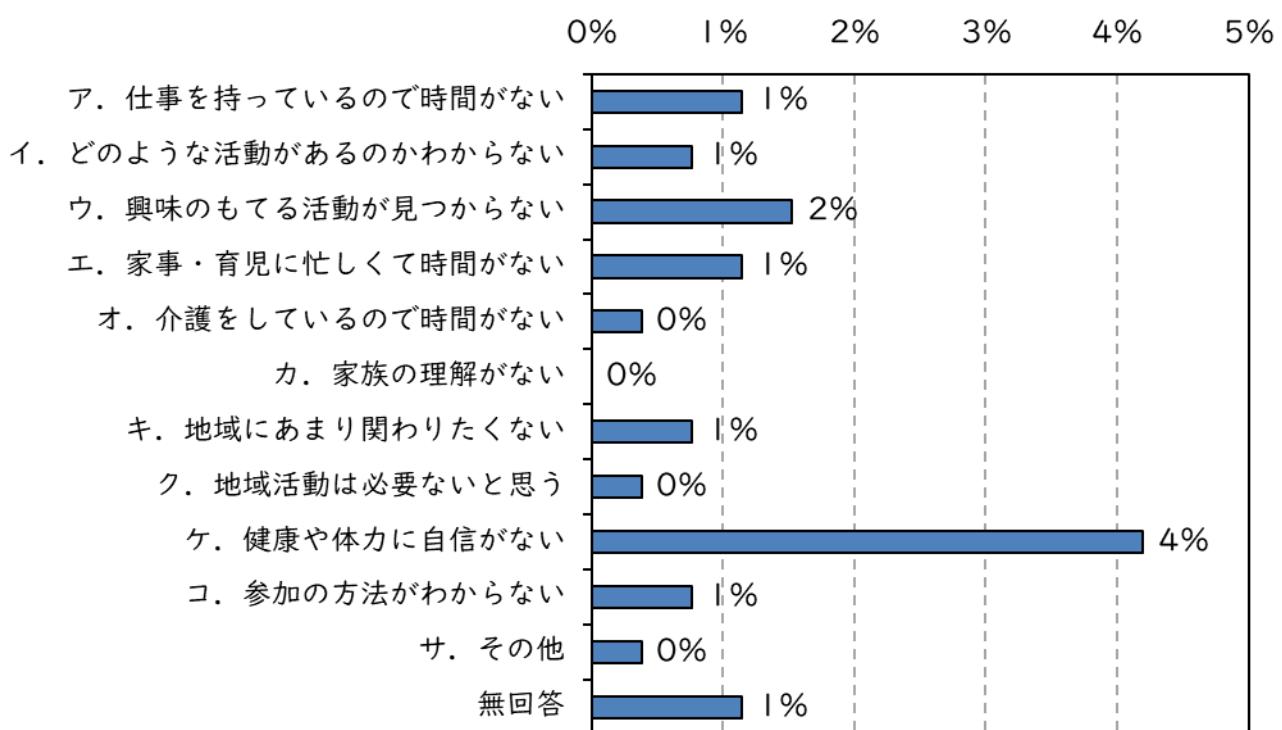
(2) 地域での活動や課題について

地域活動の参加の有無について、大多数の人が参加をしており、活動内容は「清掃」「祭りなどの行事」「自治会活動」となっています。また、「参加していない」と答えた人は少数ですが、子育て世代からは仕事や子育てで時間ががないこと、高齢層からは健康や体力に自信がないなどの理由があがっています。

■あなたは地域活動に参加していますか。(1つ選択)

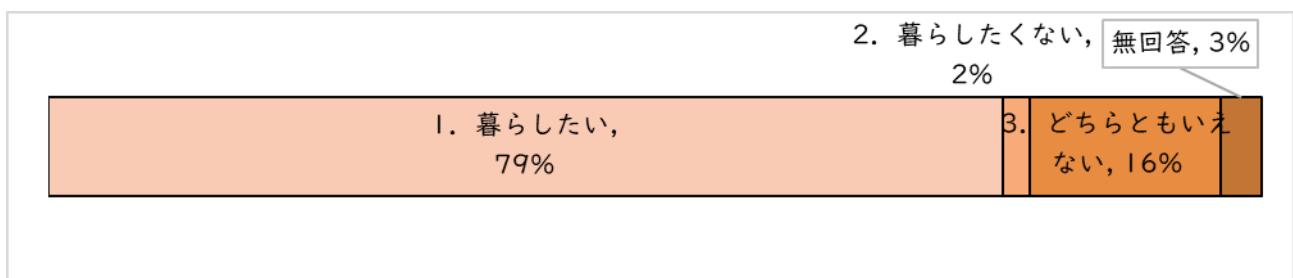


参加していない理由は何ですか。（3つまで選択）



■将来も現在の地域で暮らしていきたいと思いますか。（1つ選択）その理由は何ですか。

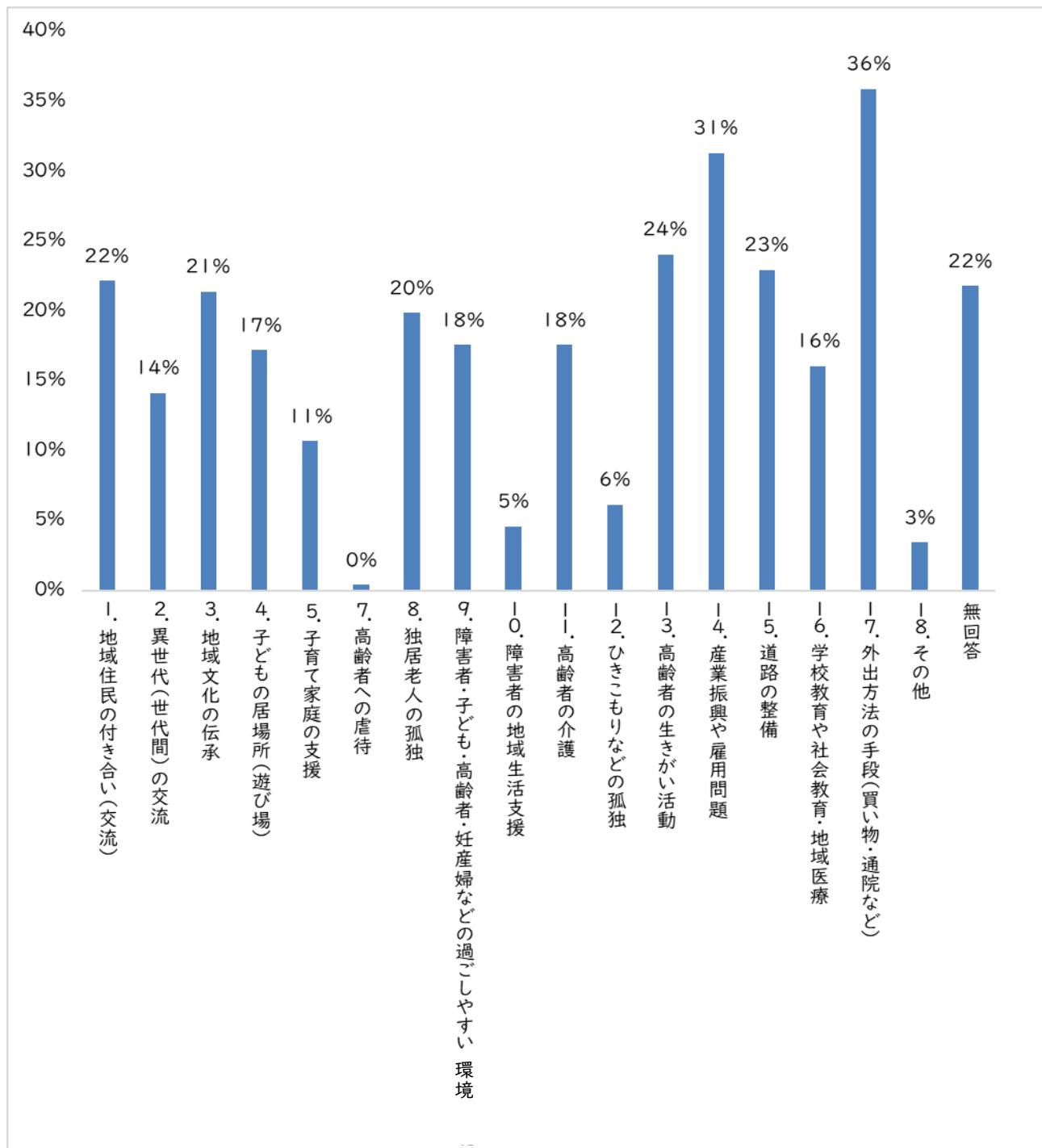
大多数の人が「暮らしたい」と考えており、その理由は「生まれ育った」「住み慣れている」「人間関係」「自然などの環境」「家や田畠」などが中心となっています。「どちらとも」の回答理由については、高齢層は、運転や通院の問題や独居化による不安感、子育て層は、就学や医療、遊び場や部活などの具体的環境となっています。



■あなたが住んでいる地域にはどのような生活課題があると感じていますか。
(あてはまるものすべて)

住んでいる地域の生活課題については、高齢層や子育て世代、障害のある方など、それぞれの環境によって違います。

「外出方法の手段」「高齢者の生きがい活動」「伝統文化の伝承」などは高齢層から課題として出ていますが、各世代から共通して出た課題は「子育て環境や支援」「異世代や地域での交流」「産業振興や雇用問題」となっています。

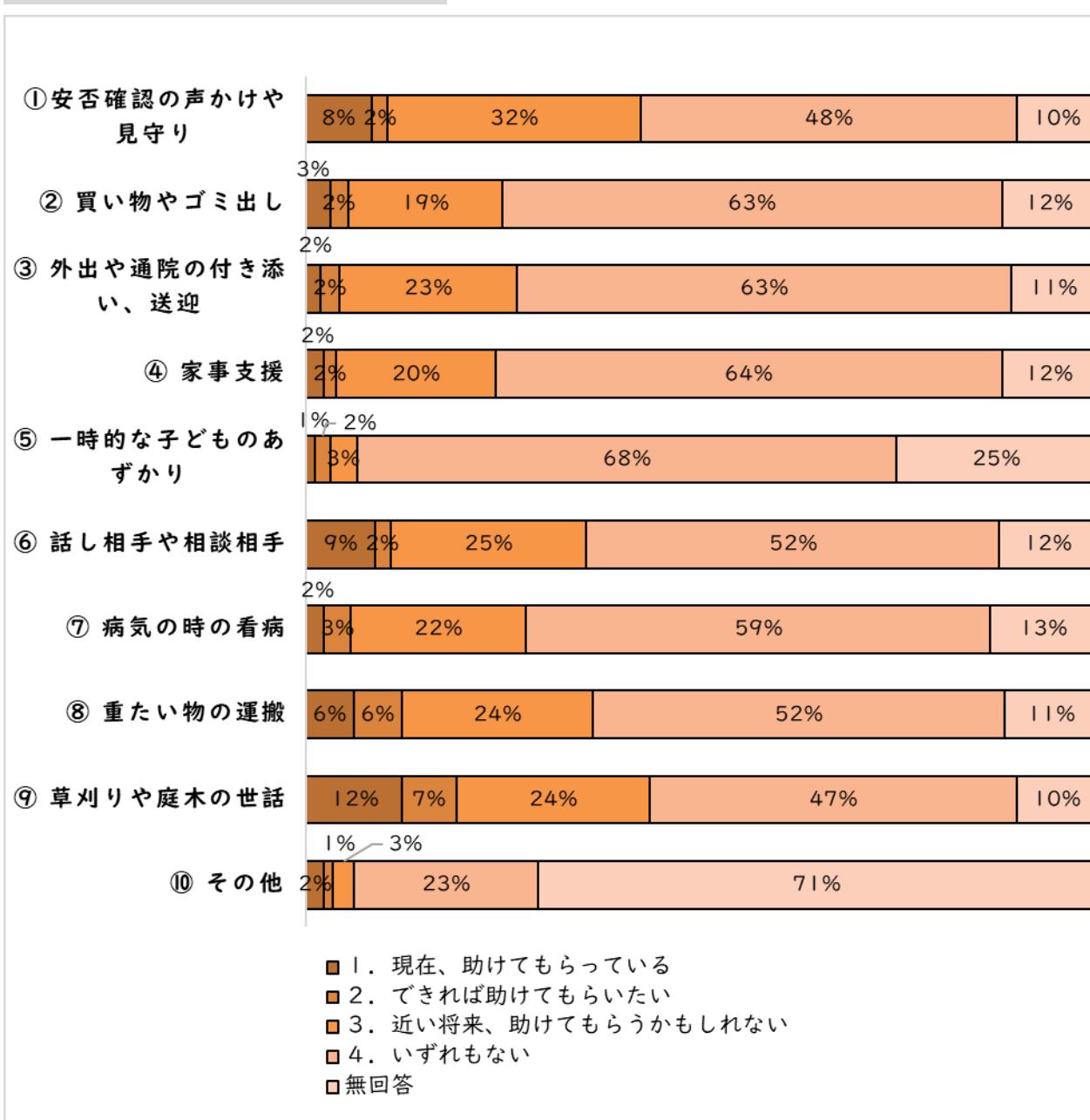


(3) 「地域共生社会」の実現に向けた地域のつながりについて

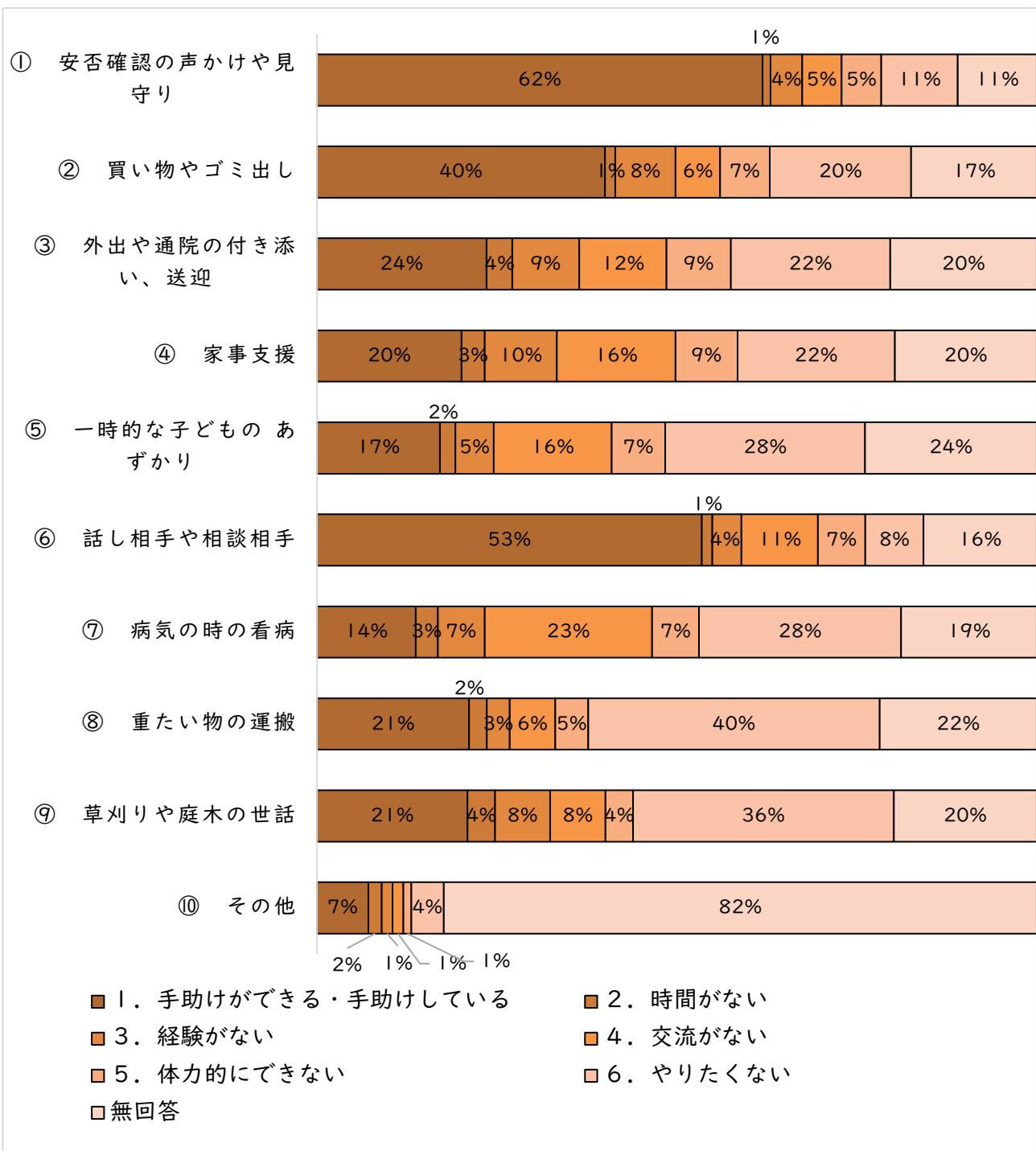
「日頃の生活で地域の人に現在助けてもらっている・できれば助けてもらいたい」と思っている人の割合よりも、「地域で困っている世帯があった場合手助けができる・手助けしている」と回答している割合の方が高くなっています。ある程度の人間関係が構築されていないと難しいと思われる項目であっても、20%前後が「手助けができる・手助けしている」と回答しており、地域には、「もっと頼って欲しい」と考えている人がいることが推測されます。

■日頃の生活で地域の人に助けてもらっていることがありますか。

(①～⑩までそれぞれ1つ選択)

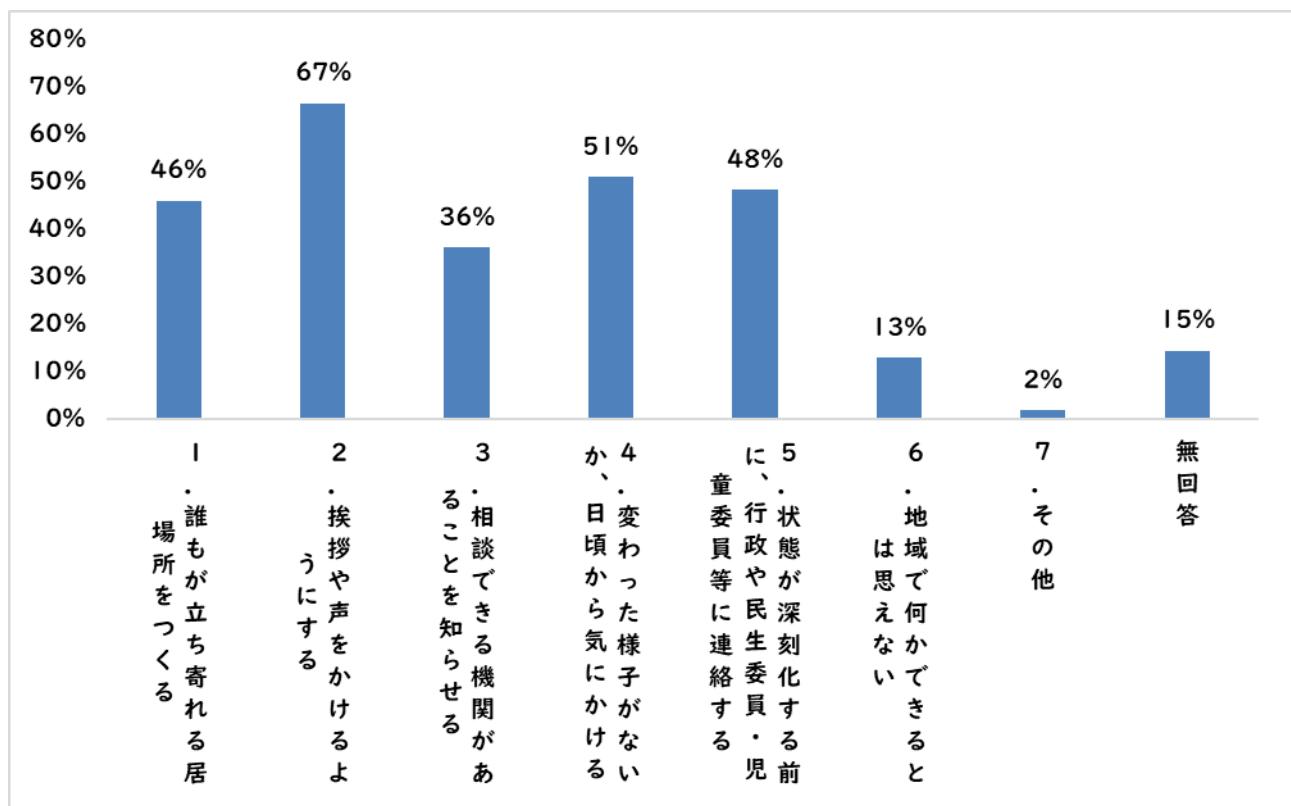


■ 地域で困っている世帯があった場合、手助けができると思いますか。できない場合、その理由は何ですか。（手助けができない場合：いくつでも選択可）



■近年社会的孤立や引きこもりが社会問題となっていますが、地域としてこれらの問題に対して、どのようなことができると思いますか。（あてはまるものすべて）

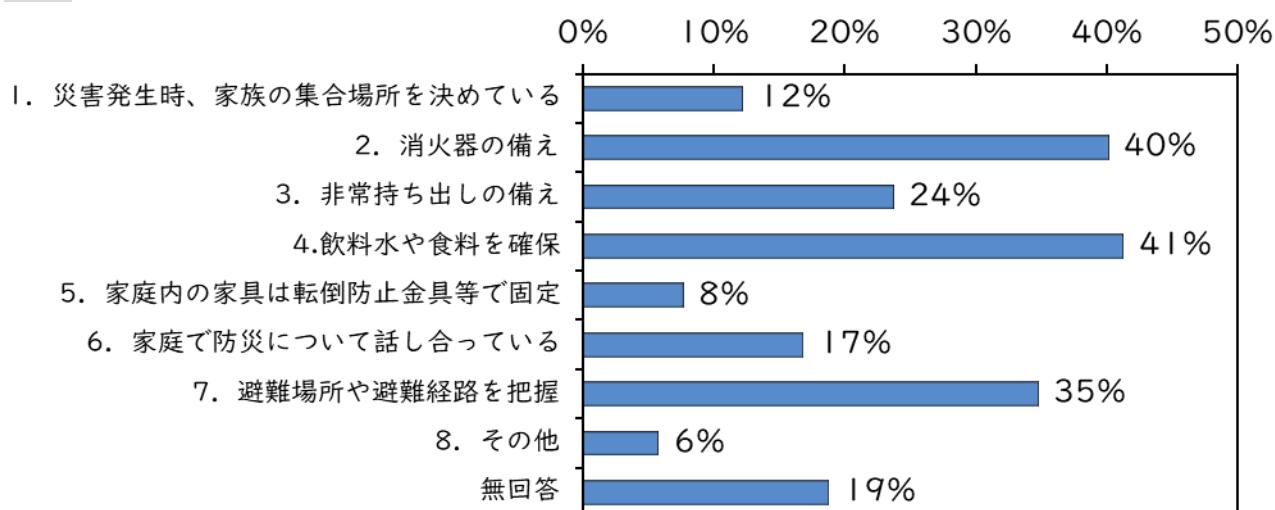
社会的孤立や引きこもりに対して、地域として何か関わっていけるのではと考えている人が多く、地域でも助けたいという意識が伺えます。一方で「地域で何かできるとは思えない」と答えた人は、第3期の計画から2倍に増加しています。



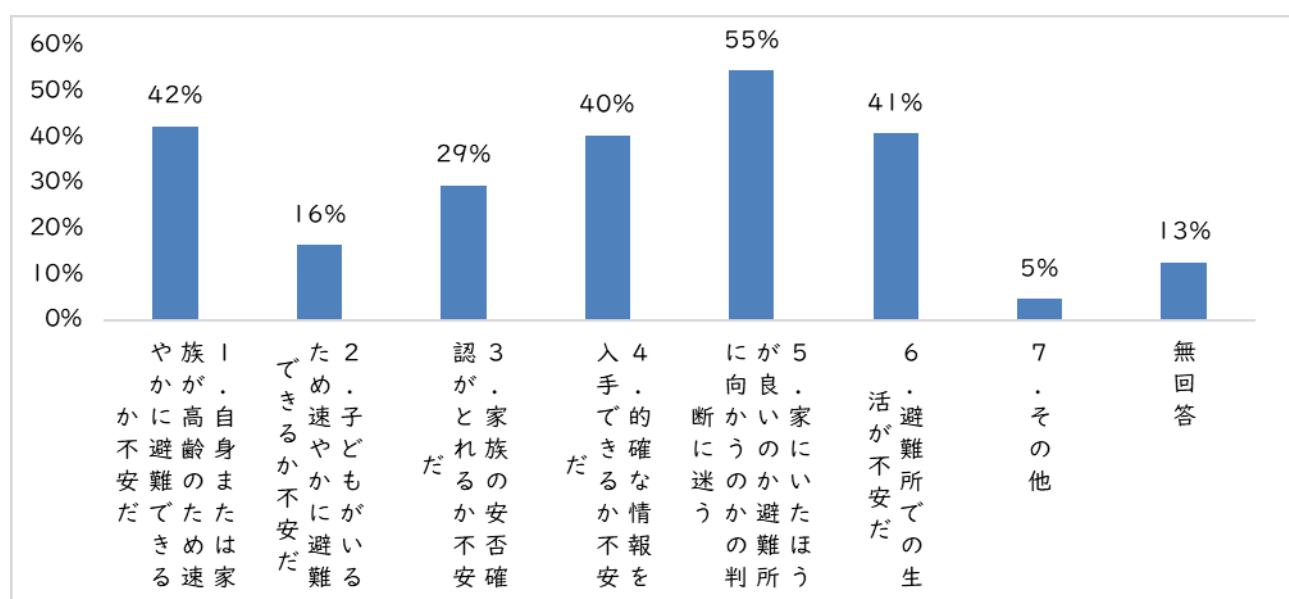
(4)災害時の備えについて

災害などの緊急事態が発生した場合の備えについて、第3期の計画より、全体的に割合が高くなっています。災害に対する警戒意識が高くなっていることがわかります。また、災害時の不安については、「避難所に向かうかの判断」が最も高くなっています。特に子育て世帯・高齢者世帯では、避難の方法等についても備えておくことが必要です。

■災害を最小限に抑えるためにしていることはありますか。（あてはまるものすべて）



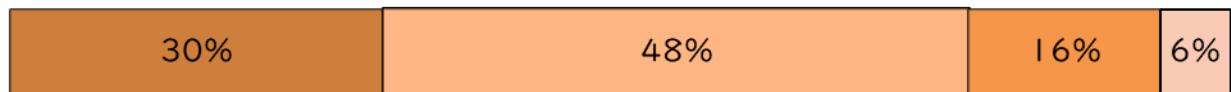
■災害などの緊急事態が発生した場合、不安に感じることはなんですか。（あてはまるものすべて）



(5)成年後見制度について

■成年後見制度を知っていますか。(1つ選択)

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」、「知らない」の合計が64%と高いものとなっています。サロンなどを通じて、引き続き、成年後見制度についての普及啓発が必要と言えます。

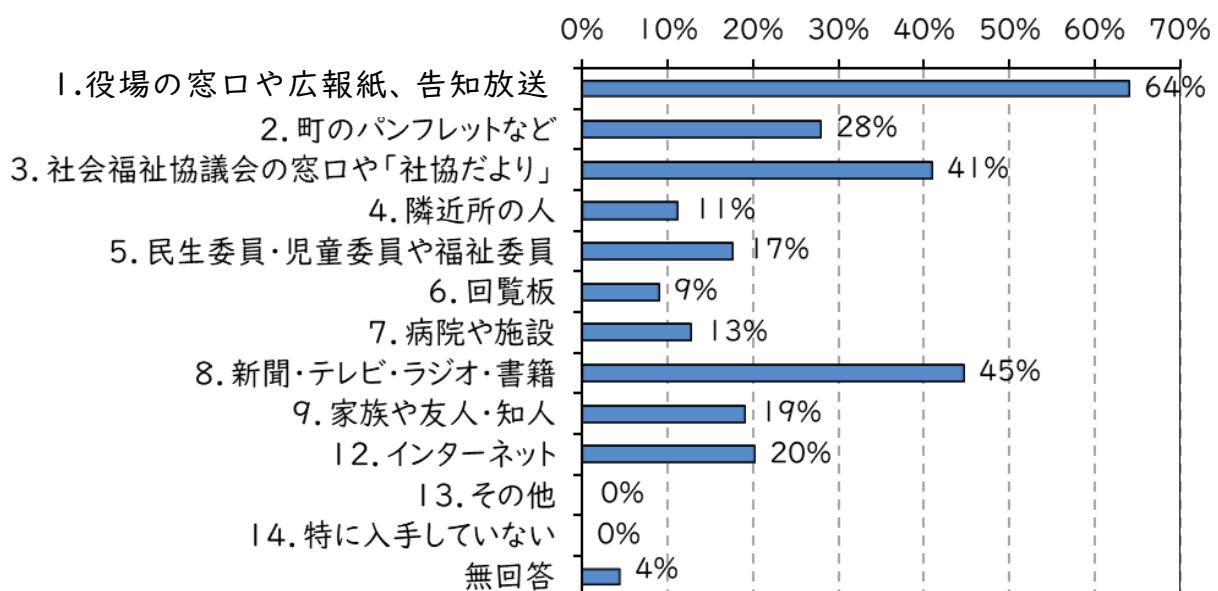


- 1. 内容は知っている
- 2. 聞いたことはあるが、内容はよくわからない
- 3. 知らない
- 無回答

(6)今後の地域福祉のあり方について

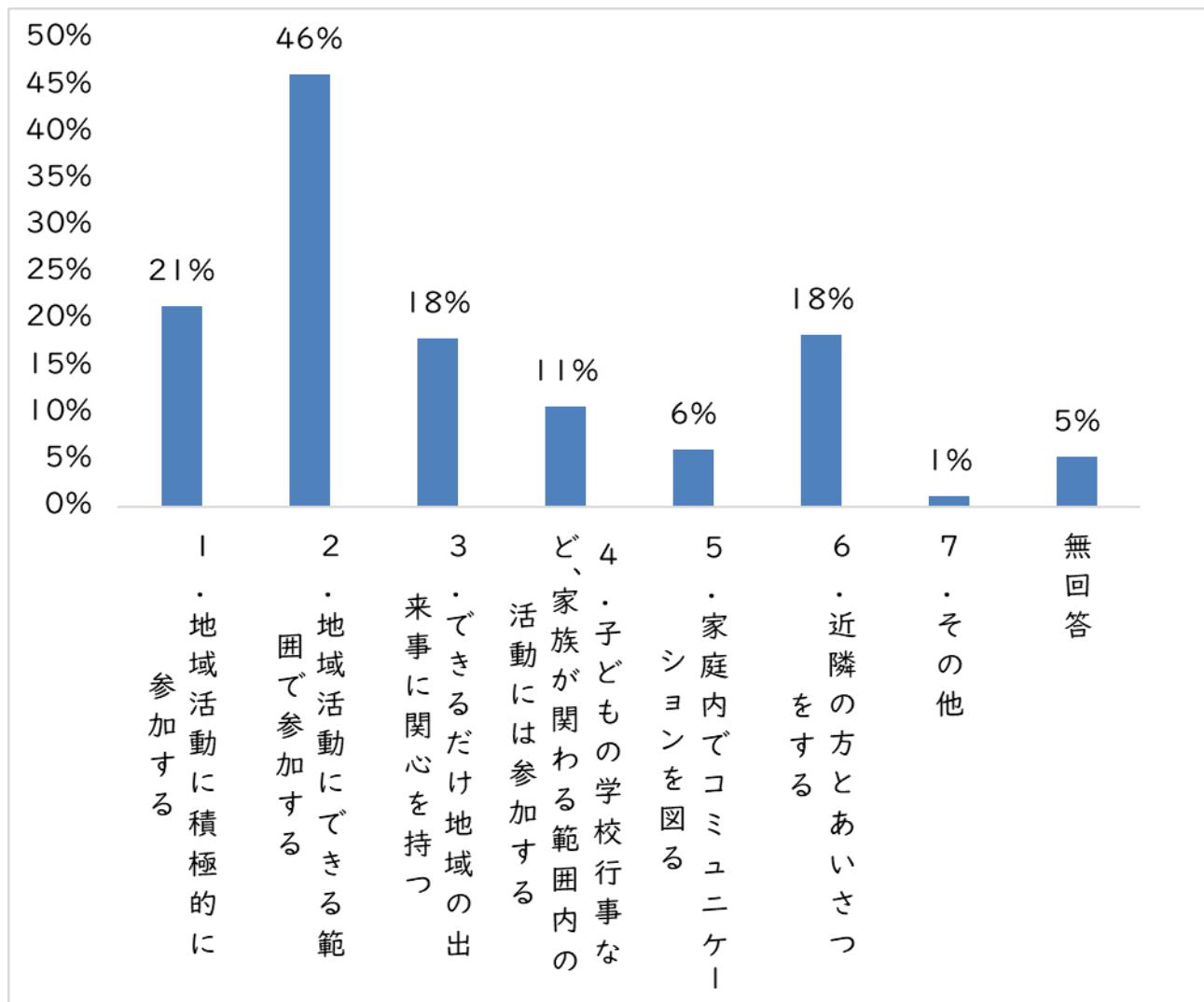
■健康や福祉に関する情報を何から入手していますか。(あてはまるものすべて)

役場の窓口や広報紙、告知放送が64%と最も高く、次いで「新聞・テレビ・ラジオ」が45%、「社協だより」等が41%となっています。健康や福祉の情報について、役場や社協からの情報を必要としている人が多いことがわかります。



■住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてあなたができることがあるとお考えですか(あてはまるものすべて)

「地域活動に積極的に参加する」「地域活動にできる範囲で参加する」「できるだけ地域の出来事に关心を持つ」を選択した人が85%となっています。どの年代でも半数以上が選択しており、年齢に関係なく、「地域の大切さ」を感じている人が多いと言えます。



3 地域福祉推進会議に見る町の現状

町民のみなさんがふだんの暮らしの中で感じていることや、地域での課題についての解決策や方向性などのアイデアや意見を伺うため、下記のとおり懇談会を開催しました。

日時	場所	参加メンバー
令和7年12月19日（金） 13時30分～15時	久米南町 コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none">・自治会長2人・愛育委員2人・栄養委員2人・民生委員2人・福祉委員2人



【テーマ：地域の良い点、地域の気になること（課題）、目指していきたい地域の姿】

地域の良い点	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が多く、景色が良い。野菜、果物が美味しい。 ・デマンド交通がある。 ・サロンでのコミュニケーション ・相談できる人がたくさんいる。 ・みんなが協力的で、地域のまとまりがある。 ・隣近所がみんな知り合い。 ・お互いに家族等の状況を知ってもらっている。 ・高齢者の方が元気！ ・移住者が多くにぎやかになった。 ・地域の行事等で必ず自治会長の手作りのチラシが全戸配布されている。
地域の気になること (課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手不足 ・空地や空き家が増えている。 ・草刈りが大変。 ・道路の維持と田畠の荒れ ・獣害がひどい。 ・人口の減少している。若い世代がいない。 ・一人暮らしの方の増加 ・日中一人でいる元気な高齢者の通える場がほしい。 ・車の運転がいつまで可能か。 ・買い物、病院受診等の移動に時間がかかる。 ・サロン等の参加者の減少 ・サロン活動のマンネリと企画者の苦労
目指していきたい地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる場所に最期まで元気に過ごしたい。 ・年を重ねても、いきいきと過ごしたい。 ・明るい言葉をかけあえる地域 ・気軽に声かけや相談ができる地域 ・住んでみたいと思われる田舎 ・「何とかしよう！」と言い合える地域 ・話したい人、それを傾聴できる人がたくさんいる地域 ・会社を増やし、人口も増やす。 ・美味しい米をみんなで作れる地域 ・いつでも人が集まれる場所をつくりたい。 ・サロンを長く続けていきたい。 ・町内だけでなく、他市町へ行くことができる交通手段があれば良い。

懇談会では、久米南町の強みである自然や人のつながりが再確認される一方、人口減少や担い手不足、孤立防止などの課題も共有されました。また、「最期まで地域で元気に暮らしたい」という地域像も示されました。これらの課題等に対し、町、社協、住民が協働し、地域の特性を踏まえた地域づくりを目指すことが大切だと考えます。

4 介護予防ワークショップより

住み慣れた地域で支え合いながら、いきいきと暮らしていくように、今からできることをみんなで考えるためのワークショップを開催しました。5年先、10年先の暮らしを想像しながら、自分たちが地域の中で何をすれば良いのか、改めて考えるきっかけとなりました。

日時	場所	参加メンバー
令和5年12月11日（水） 午後1時30分～4時	久米南町 保健福祉センター	久米南町にお住まいの方 (申込方式)



【ちょっときてみん？みんなで話そう ～つながる ひろがる くめなんの輪～】

安心して暮らし続けていくことができる久米南町にしていくためには？

- ・次世代の子供達が久米南町に住み続けてくれること、これ以上人口が減らないこと
- ・一人暮らしだと色々不安、声かけを積極的に。緊急時の連絡できる先があれば安心
- ・草刈りなどは近所の人や別居家族に。3~4人で対応して支援すればやりやすい
- ・町外に出られる便利な交通手段あれば安心
- ・隣近所との良好な関係や仲間がいると良い
- ・足腰の不自由な方の移送等、生活支援の仕組みが必要
- ・病気になっても在宅で生活できるよう、医療や介護の充実
- ・運動・買い物ができる場所と働く場所がほしい
- ・ちょっとした困りごとも、気軽にお願いできる人間関係がある
- ・困っている人に対するボランティアの気持ちを持った住民が増えることが大切
- ・心も体も健康づくり、生きがいづくり
- ・日頃から誰とでもコミュニケーションをしっかりとれる久米南町にする
- ・地域で行っているサロン活動を（内容）考え直したらどうかと思う
- ・若い人の社会参加がしやすい町づくり。高齢者と40代の交流が少ない
- ・やれる人、動ける人に集中してしまってのを分散する方法
- ・自分にできる事を行動に。顔を出し、口を出すことを勇気をもって続ける
- ・現状のインフラの維持を町が責任をもって行うのが前提
- ・ささいな事でも話を聞いてあげたりあたたかい心で接し合うことが大切

そんな町にするために、これから私ができることとは？

- ・一人一人の存在をお互いに知り合う（得意なこと、できること等）
- ・サロンやデイサービスに集まってお話をすると、関係を続ける
- ・高齢者の私は、孫育ての手伝いをし、若い方達の応援をする
- ・今、参加している団体を活気づける
- ・高齢者が多い町なのでお手伝い（声かけ）ができたらいい
- ・自分は健康に注意して過ごし、元気な時に生活支援を手伝いたい
- ・役場の包括と住民がコラボする
- ・まず気づいたら声をかけて話を聞いてあげる等、できることからお手伝い
- ・隣人とのコミュニケーション。配りものの時に話をし、様子を見る
- ・役を受ける人が少なく1人多役になっているため事業仕分けが必要
- ・現在時々している食事のボランティアを続けたい
- ・独居老人を見守れる組織を作りたい、移送サービスをやってみたい
- ・「認知症カフェ」を続けたい
- ・デマンドはいい方法ですがもう少し広い範囲でもっと使いやすく
- ・地域単位での小さなことから少しづつ大きな輪になればいい

まとめ「私たちは今日から～します！」

"私たちは今日から
「今している活動を続けることと、さらに！！隣近所の人へ声かけをします！」"

"私たちは今日から
「出会いを大切にして、まず仲間づくりをします！」"

"私たちは今日から
「まだできる！後期高齢これからだ！」をします！
く（車が必然的な地区なので）
め（目を向けて手を出してみる）
な（なんでも聞いてあげること）
ん（運動ができる階段の上下）"

"私たちは今日から
「近隣所を大切にします。
できる人ができるときに、できることをする。
お隣同士が皆で助け合い見守りをしてあげること」をします！"

このワークショップでは介護予防の3つのポイントである「生活習慣」「運動」「社会参加」のうち、「社会参加」に焦点を当てた講話を聴きました。他市町村で活動されている高齢者団体の方々の講話や、町内でサポーターとして活動されている方々の言葉はとても興味深く、生きがいや役割を持って社会参加することが、自分たちの介護予防に繋がることを改めて学びました。このワークショップをきっかけに、生活支援サポーターや認知症サポーターの養成講座に参加された方々もあり、実りあるワークショップとなりました。

5 福祉委員会より

久米南町で誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、福祉委員として何ができるのかをテーマにグループワークを行いました。地域の現状や課題を共有しながら福祉委員一人ひとりが感じている思いや取り組みの工夫について話し合いました。

日 時	場 所	参加メンバー
令和 7 年 4 月 24 日 (木) 午前 10 時～11 時 30 分	久米南町 保健福祉センター	弓削地区福祉委員 8 名 竜山地区福祉委員 6 名 神目地区福祉委員 8 名
令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午前 10 時～11 時 30 分	久米南町 保健福祉センター	誕生寺地区福祉委員 11 名



【テーマ：福祉委員として何ができるか？】

環境・居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいいきいきサロン、老人クラブの行事に誘う。 ・地域の行事を案内する。 ・見守り（挨拶、照明、カーテンの開け閉め等の確認等）
もの	<ul style="list-style-type: none"> ・配布物（広報紙等）を通じて地域の方と繋がる。
人	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係の構築（世間話ができる関係性） ・定期的な訪問（一人暮らしの高齢者等） ・困っていることの手伝い（ゴミ捨て） ・寄り添いながらサポートを行う。 ・他の委員との連携（民生委員、愛育委員、栄養委員）
サービス制度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの紹介 ・社協、行政に相談をする ・健康問題を保健師に相談する

グループワークを通して、住民同士のつながりの大切さ、日常的な見守りや声かけの必要性、情報を届けるしくみづくりなど、今後の福祉委員活動に活かせる多くの視点を再確認しました。また、地域住民、行政、社協、団体等、地域を構成するすべての主体が相互に連携しながら取り組むことの重要性を改めて認識しました。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第2期の計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、また、町民が地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことを目指し、基本理念を「ささえあいみんなでつくろう心豊かな久米南町」と定めています。

第3期の本計画においても、町民、行政、社協、団体等のすべての主体が、この基本理念を意識し共有していくことにより、連携・協働しながら地域福祉を進めることを目指して、この基本理念が受け継がれています。

第4期の本計画においても、誰一人取り残さない重層的な支援体制の構築を目指し、安心して生活できるようにするため、引き続き、第2期・第3期の基本理念を受け継ぎ、その実現に向けて取り組んでいくこととします。

《基本理念》

ささえあい みんなでつくろう 心豊かな 久米南町



2 施策の体系

基本理念	計画の柱	具体的施策
ささえあい みんなでつくる 心豊かな久米南町	【1】 安心して暮らせる仕組 みづくり	(1) 身近な支えあい体制の推進 (2) ニーズ把握体制の推進 (3) 相談機能の充実 (4) 福祉サービスを利用しやすい 環境づくり (5) 権利擁護体制の確立
	【2】 人と人とのつながりの ある地域づくり	(1) 高齢者への支援 (2) 要援護者・家族への支援 (3) 地域介護予防支援 (4) 子育て支援
	【3】 活力ある地域づくり	(1) 地域ぐるみの福祉教育活動の推進 (2) ボランティアの発掘養成・支援 (3) 社会福祉協議会の基盤強化

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

計画の柱【その1】安心して暮らせる仕組みづくり

1-1 身近な支えあい体制の推進(地域包括ケアシステムの確立)

■現状

- ・生協、郵便局、農協、新聞販売所との見守り協定を結び、民間事業所が地域を見守る体制作りを支援しています。
- ・地域で活動する各団体と連携し、要配慮者の早期発見と支援に努めています。
- ・各地区の福祉委員60名が地域のアンテナ役として、地区内の要援護者等に対する見守りや声掛け活動を積極的に行なっています。
- ・小学校単位での「福祉のまちづくり推進協議会」の活動において、独居高齢者の見守り活動に取り組んでいます。
- ・ゲートキーパー（命の門番）養成研修を実施、その仕組みの普及に努めています。

■課題

少子高齢化と人口の減少、住民の意識の変化等により、地域で活動する団体の縮小や担い手の減少等が課題となっています。また、家族だけでは対応できない問題や困りごとを抱えている人が増えており、地域の支え合いの基盤として、日常的なつながりを深め、地域みんなで支えあう取組が必要となっています。とくに、高齢者、生活困窮者、子育て世帯に対して重点的に見守りを行います。

また、様々な視点から見守りを行う地域の支援者一人ひとりが、自殺予防対策の一翼を担っているという意識をもって連携していきます。

■行政が取り組むこと

老人クラブをはじめとする各地域団体への加入促進を図るとともに、それぞれの地域において、地域の実情に応じて住民主体の交流の場づくりの支援を行います。住民が身近な地域で気軽に集まり、交流し、顔の見える地域づくりを進めるための基盤整備を行い、地域での見守りや助け合いの活動を促進します。またいつもと違う心身の様子を早めに察知して関係機関につなげることができるよう、ゲートキーパー養成研修を引き続き実施し、普及に努めます。

■社協が取り組むこと

地域住民が地域の担い手として主体的に関われるように、一人ひとりが地域や福祉に関する意識を高めるため、情報発信を含め地域活動に気軽に参加できるよう努めていきます。引き続き各地域の福祉委員や福祉のまちづくり推進協議会の委員と共に見守りや声掛け活動を継続していきます。今後は、災害発生時の支援等の研修を企画検討し、災害ボランティアへの理解を深めてもらうため啓発を行っていきます。

実施主体	取組内容
町	・見守り体制づくりの推進、支援
	・緊急連絡体制の整備
	・ゲートキーパーの養成
社協	福祉委員の資質向上 ・福祉委員研修会の開催 ・地区福祉委員会の開催
	福祉のまちづくり推進協議会（地区社協）支援 ・地区社協定例会の参加 ・地区社協活動の情報提供
	災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの作成
地域住民	地域での見守り、支え合いを行う
	社協の行事や話し合いの場に参加する

1-2 ニーズ把握体制の確立

■現状

- ・地域ケア個別会議で把握された地域課題を集約し、地域ケア推進会議で問題提起や取り組みの具体的な協力依頼、意識の統一を行っています。
- ・健康教室や相談窓口に来ることが難しい人へ、各団体等による訪問活動を実施しています。
- ・社会福祉協議会では、地域のニーズ把握を、計画策定時や、福祉委員及び民生児童委員との情報共有等で行っています。対象者の限定を考慮し、偏りを解消した把握体制に努めています。

■課題

高齢化社会を背景として支援を必要とする人が増加する中、多様化・複雑化する福祉課題に対応するためには、行政だけの取組では限界があることが指摘されています。行政、関係団体・関係機関、専門家、地域団体、住民の自主的な活動等が幅広く連携していくことで、多様な課題に対応し、必要な人に必要な支援が届く体制づくりを進めていくことが求められています。住民の方々の年齢や心身の状況、家庭環境などによって異なる多様なニーズを発見し地域福祉を推進していくため、ニーズ把握体制の確立を行います。

■行政が取り組むこと

ケアマネジャー及び相談支援専門員との連携強化、民生委員・児童委員による地域内の要配慮者の把握と共有、久米南町医療と福祉の連携推進協議会での、医療・介護をはじめとした地域での課題についての協議、事業者連絡会や地域ケア会議においての地域のニーズの把握等、これらの各関係団体や関係機関等と協力し、効果的な対応・支援へつなげができるよう取り組みます。

■社協が取り組むこと

住民の方々のさまざまなニーズを把握するため、久米南町地域包括ケアシステムの一員として活動するとともに、実態調査の実施並びに、福祉委員を中心とした会議等を開催し、関係機関との連携を図ります。

実施主体	取組内容
町	ニーズ把握のための自宅訪問活動
	地域ケア会議の開催（個別会議、推進会議）
	相談内容の集計・分析
	関係機関との連携強化
社協	地域ケア会議への参加
	住民ニーズ調査の実施
	住民ニーズ調査の集計・分析
	地域福祉会議への参加
	福祉委員と他団体との合同研修会の開催
地域住民	困っていることを地域包括支援センターや社協等の専門職へ知らせる。

1-3 相談機能の充実

■現状

- ・保健師や地域包括支援センター職員が中心となり、様々な相談に対して包括的な支援を実施しています。
- ・関係機関との連携を強化し、専門的なニーズにも適切に対応できる体制の充実に努めています。
- ・隔月に行う心配ごと相談事業において、様々な困りごとの内容を包括的に受け止め、関係機関との連携を図りながら解決に努めています。

■課題

生活困窮や社会的孤立等について、新たに対応を求められる課題や既存の枠組みでは十分に対応できていない問題も増加しています。また、相談窓口に来ることが難しい人への相談支援の提供についても、引き続き課題となっています。

■行政が取り組むこと

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、高齢者や障害者、子ども、介護や子育てをしている家族の悩みを受け止める総合的な相談支援体制の充実を図ります。

■社協が取り組むこと

社会福祉協議会として取り組んでいる総合相談について、関係機関との連携強化を図り、さらに住民の方々に安心感を持って生活していただけるよう、相談体制の強化を図ります。

実施主体	取組内容
町	関係機関との連携強化、専門的な相談体制の充実
	訪問相談の実施
社協	相談機能の整備 <ul style="list-style-type: none">・心配ごと相談所の運営・相談窓口の広報啓発・包括的な相談支援体制・多機能関係機関との連携
地域住民	相談窓口を積極的に利用する

1-4 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

■現状

- ・「広報くめなん」や町のホームページ、SNS等による情報提供を行っています。また、町福祉ガイドブックや介護保険の手引き、子育てガイドブック（だんだん）等を作成・配布し、久米南町独自の福祉サービスや現行の制度についての情報提供に努めています。
- ・健康教室や地域のサロン等に出向き、身近に情報提供ができるように努めています。
- ・年に4回発行している「社協だより」や社協事業の広報リーフレット、福祉委員会等での情報提供活動を行なっています。

■課題

複雑・多様化している住民の福祉ニーズに対して情報提供に努め、生活課題や福祉ニーズを把握し、行政・福祉サービスの調整や、地域ボランティア活動・住民福祉活動等の多様なサービスで対応していくことも考えていく必要があります。

■行政が取り組むこと

必要な人に適切なサービスが届くための情報提供・情報発信の更なる充実を図り、既存のサービスでは十分に対応できない生活課題への対応等、住み慣れた地域で暮らし続けることができ、社会参加できる環境づくりを進めていく必要があります。そのため、サービス提供事業者との連携体制の確保に努めるとともに、地域ボランティア活動を推進し、支援していきます。

■社協が取り組むこと

多種多様な情報を整理し、必要な時に必要な情報を住民の方に知らせることができる体制づくりを構築していきます。

また、社協のホームページや「社協だより」の内容の充実やSNS等による情報提供に努めます。

実施主体	取組内容
町	「広報くめなん」やホームページの作成
	SNS等の情報発信の取り組み
	制度や対象ごとのガイドブックの作成及び配布
	出前講座の実施
	サービス提供事業者との連携
	地域ボランティア活動の推進・支援
社協	広報紙「社協だより」の発行
	ホームページによる情報提供
	SNS等の新たな情報発信の取り組み
地域住民	身近な人に福祉に関する情報を伝える

1－5 権利擁護体制の確立

■現状

- ・権利擁護支援の中核機関となる機関として「久米南町成年後見センター」を久米南町地域包括支援センター内に開設しました。また、地域連携ネットワークである「協議会」を設置し、多職種間での地域課題の解決に向けた体制整備を始めました。
- ・成年後見制度の周知、専門職団体との連携による支援、後見人の受任調整会議などを行っています。
- ・ふれあいきいきサロンや福祉委員会等での日常生活自立支援事業への理解と情報提供活動を行っています。

■課題

個人としての尊厳が尊重され、必要な支援を受けながら自己決定できるよう支援することが大切です。また、権利擁護支援の充実を図るためにには、地域住民と町内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等などの分野を超えた多職種が有機的に連携する権利擁護の支援体制である「地域連携ネットワーク協議会」をどのように活用していくかがこれから課題です。

■行政が取り組むこと

「久米南町成年後見センター」を中心とした権利擁護の機能強化と、成年後見制度の担い手となる町民後見人の人材育成に努めます。また、「地域連携ネットワーク」を活用し、地域に暮らす人が地域社会に参加できるよう、「包括的」「多層的」な「地域連携ネットワーク」づくりを進めていきます。

■社協が取り組むこと

日常生活自立支援事業の周知を図るとともに利用を推進していきます。また、日常生活自立支援事業利用者において成年後見制度の利用が必要な場合には、スムーズに移行できるように関係機関と連携を密にし、支援していきます。

また、中核機関の中でもネットワークの一員として多機関連携を図り、日常生活自立支援事業への広報等を進めていきます。

実施主体	取組内容
町	町民の権利を擁護できる関係機関、専門職との連携
	成年後見制度の啓発及び利用支援
	町民後見人の養成
	日常生活自立支援事業との連携
	地域連携ネットワークの活用
社協	日常生活自立支援事業への理解促進 ・委員会等での情報提供
	成年後見制度利用の支援 ・広報紙による情報提供
	中核機関の会議への参加

計画の柱【その2】人と人とのつながりのある地域づくり

2-1 高齢者への支援

■現状

- ・町独自の福祉サービスを実施し、独居高齢者への見守り支援にも繋げています。
- ・フレイル対策事業を実施することで介護予防事業の充実を図り、高齢者の健康増進、介護予防を推進しています。
- ・町内37ヶ所で開催している高齢者等による「ふれあいいきいきサロン」や「通いの場」への継続支援を行っています。
- ・町内の商店によるふれあいいきいきサロンへの移動販売による買い物支援を行っています。
- ・介護保険対象外の方への「生きがい活動支援通所事業」を継続的に開催しています。対象者を要支援1.2の認定の方にも拡大し、介護保険外の資源として高齢者の方の介護予防に努めています。

■課題

本町は県内で高齢化率が最も高く、高齢者数は減少傾向であっても後期高齢者の割合は増加しており、町独自の福祉サービスやフレイル対策事業の更なる充実が必要となっています。また、地域における日常的、継続的な見守り支援活動を広げ、誰もが地域福祉活動に参加し協働できるようサロンの定着を図る必要がありますが、運営する側の負担が大きくならないよう、支援していくことが課題となっています。

■行政が取り組むこと

高齢者のための町独自の福祉サービスを充実するとともに、地域での支援体制づくりへの協力や見守り活動等の支援を行います。また、引き続きフレイル予防の3つの柱である「栄養」「身体活動」「社会参加」に効果的な事業を実施していきます。

■社協が取り組むこと

誰もが気軽に交流できる場所であり、安否確認の場としてのふれあいいきいきサロン活動を、引き続き支援していきます。サロン代表者等への研修や取組の紹介等を広報していき、新しいサロン活動のあり方を提供します。

現在の取組に加えて、見守り支援事業を、各地区福祉のまちづくり推進協議会と協働し、活動の支援体制を強化していきます。

実施主体	取組内容
町	町独自の福祉サービスの充実
	住民が主体となって取り組む生活支援サービス体制づくりの協力
	フレイル対策事業の実施
社協	ふれあいきいきサロン事業の充実 ・ふれあいきいきサロン継続に向けた支援 ・買い物サロン等の支援
	生きがい活動支援通所事業の充実・強化 ・利用者アンケート調査の実施
	消費者被害防止啓発活動の実施
	緊急カード普及支援
	独居高齢者への見守り支援
地域住民	一人暮らし高齢者の声かけや見守り
	ふれあいきいきサロン事業の実施と参加

2-2 要援助者・家族への支援

■現状

- ・要援護者、家族への個別訪問や相談事業を実施しています。
- ・在宅介護者手当やゴミ袋の無料配布（紙おむつ用）等による家族支援を進めています。
- ・生活困窮者の方へ、法人連携事業のフードドライブ事業を行っています。
- ・「介護者教室」での介護に関する研修、「認知症カフェ」での当事者や家族の方への支援など、当事者組織への支援に努めています。

■課題

生活困窮者の支援や子どもの貧困対策、犯罪をした人の再犯防止の取組等、社会的な課題としてこれまで十分認識されてこなかった問題について、既存の福祉行政の枠組みにとどまらない、分野横断的な対応と支援が求められています。また、様々な事業へ参加しにくい方への支援が課題となっています。

■行政が取り組むこと

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。生活のみならず、住宅、教育、学習支援、医療、介護等の支援を必要とする高齢者、障害者、子育て家庭等について、関係機関と連携して包括的な支援に努めます。

■社協が取り組むこと

福祉施設との連携を図り、研修会の開催等により住民の方の介護予防等への理解普及や生活困窮者への生活の安定、支えとなるような活動を行っていきます。

実施主体	取組内容
町	当事者組織への支援
	要援護者への包括的な支援
	介護者手当の支給
	ごみ袋の無料配布（紙おむつ用）
社協	当事者組織への支援 ・居場所づくり（オレンジカフェ）開催支援
	研修会の開催 ・福祉教室の開催
	・生活困窮者への支援
	・福祉施設等との連携
地域住民	さまざまな研修会に関心を持ち積極的に参加する

2-3 地域介護予防支援

■現状

- ・保健師や栄養士、地域包括支援センター、社会福祉協議会職員等が、地域で開催する各種教室などの介護予防事業を行い、住民への普及・啓発に努めています。
- ・健康教室に参加できない方へ栄養改善協議会が訪問活動を実施しています。
- ・生活管理指導員派遣事業により、生活の支援を行っています。
- ・認知症があっても地域で安心して過ごせるよう、認知症カフェの設置をすすめています。また、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症カフェ支援を行います。

■課題

町内 37 カ所で実施されている「ふれあいいきいきサロン」や「通いの場」は福祉情報の提供の場であり、地域の交流の場となっています。身近な地域において、子どもや高齢者、障害者等誰もが気軽に集い交流を深めることができるこれらの事業を、さらに充実させる必要があります。しかし、地域によっては高齢化により参加数の減少や、訪問活動を実施する栄養委員の担い手不足が課題となっています。

■行政が取り組むこと

一人暮らし高齢者になっても地域の中で見守られ、地域の方と関わりを持ちながら安心して生活できるよう、引き続き、地域に出向き、制度周知や講座など、地域福祉活動への支援に取り組みます。

■社協が取り組むこと

ふれあいいきいきサロン事業の職員派遣を通じて地域に福祉の情報を発信しています。

生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）や家事に支援が必要な方へ生活管理指導員（訪問介護員）を派遣する事業等、高齢者の閉じこもり防止や介護予防の場となるような事業の展開を推進していきます。

実施主体	取組内容
町	保健福祉課及び地域包括支援センターによる介護予防事業
	サロン事業等への支援専門職員の派遣、参加協力
	栄養改善協議会によるふれあいサロンの実施と訪問活動
	認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる施策の展開
社協	ふれあいきいきサロンへの職員派遣
	生活管理指導員派遣事業の推進
地域住民	さまざまな趣味活動や介護予防事業に積極的に参加する

2-4 子育て支援

■現状

- ・愛育委員会、栄養委員会といった組織が中心となり、母子保健事業等を通じて子どもとその保護者との触れ合いや健康に関する情報提供を行っています。
- ・福祉を学び、体験する機会の提供を小、中学校と共同で行っています。通年に渡って福祉を学び体験する機会の提供を行います。

■課題

地域住民が子どもや子育てに关心を持ち、地域全体で支援していく取り組みが大切となります。家庭や地域での子育て力を高めることができるように情報提供の拡充や子育て支援事業の充実を図ります。また、出生数の低下により、各種委員が日頃子どもたちと触れ合う機会は減少しているため、地域を巻き込んだ母子保健事業の実施により、委員の意欲・主体性の向上に努める必要があります。

■行政が取り組むこと

子どもの健やかな心身の成長のため、家庭訪問や子育て相談等の各種母子保健事業の充実を図ります。

また、各種教室や支援事業を通して情報ネットワークをつくり、家庭から地域への広がりの中で子育てができる環境を整えるとともに、家庭、保育園、学校、地域が一体となって子どもたちを見守り育む体制を継続していきます。

■社協が取り組むこと

福祉教育の学びの入門講座として、各小・中学校に出向き、福祉出前講座を開催します。子どもたちが地域等の安全について理解し、あたたかい心と体を育んでいくよう、高齢者擬似体験教室や子どもへのボランティア体験等の取り組みを行っていきます。

実施主体	取組内容
町	こども家庭センター（新設）が中心となり相談支援を行う
	各機関とのネットワーク体制づくりの推進、情報共有
	保育しやすい環境づくり
	放課後児童クラブの充実
	子育て支援事業の充実
社協	福祉体験学習の実施 ・車椅子体験講座の支援 ・高齢者擬似体験講座の開催 ・夏のボランティア体験事業の支援 ・福祉職場体験学習の受入 ・福祉センター等のバリアフリー調査支援
	子育てサロン事業等への支援
地域住民	地域の子どもたちの見守り、挨拶を通じた声かけ

計画の柱【その3】活力ある地域づくり

3-1 地域ぐるみの福祉教育活動の推進

■現状

- ・地域で実施している研修会や講座への参加促進や周知を行っています。
- ・ワークショップ等により地域福祉活動への住民の参画を促し、活動の活性化と充実を図っています。

■課題

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現が目指されています。ある分野では支援の受け手となる人であっても、主体的に地域活動に参加し、課題の解決に取り組んでいけるような地域づくりが求められており、誰もが地域福祉活動に参加し協働できるための環境整備を進めていくことが求められています。

■行政が取り組むこと

住民が地域づくりに積極的に参加し、地域ぐるみで福祉活動への理解を深めていくことが大切なものです。多様な生涯学習を通して、広い視野を持つ次世代の育成、住民の主体的な地域活動を支援します。

■社協が取り組むこと

福祉に関心を持ち、福祉課題に対応していく力を持った人が増えることが住民主体の福祉の実現であり、福祉教育の目的です。当町に福祉教育を普及・理解の輪を広げ活動に参画する住民を増やしていくため、福祉講演会等を通じ、福祉施設との連携を図りながら、福祉教育活動を住民に向けて実践していきます。

実施主体	取組内容
町	研修会や講座などの催しに対する参加協力
社協	福祉講演会等の開催
	地域福祉会議への参加
	福祉施設との連携
地域住民	さまざまな研修会や講座に積極的に参加して福祉への理解を深める

3-2 ボランティアの発掘、養成、支援

■現状

- ・地域で支えを必要とする方のちょっとした困り事の支援を行う「生活支援センター」、認知症の人に対しての望ましい対応を学び地域で見守りを行う「認知症センター」、判断する能力が十分ではない方を支援する「町民後見人」などの制度周知や養成講座を定期的に実施しています。
- ・ボランティア団体である「ふれあいの会」の運営支援や、生きがいデイサービスのボランティア活動を行っています。
- ・福祉施設や支援学校との連携を図りながら、見守り支援ボランティアを行ないます。
- ・社協に関係のある団体が加入可能な、ボランティア保険の加入支援をしています。
- ・地域福祉計画アンケートの結果からは、地域には「もっと頼って欲しい」と考えている人がいることが推測されます。

■課題

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、要介護者だけでなく要支援や自立の高齢者が地域での生活を継続していくためには、住民同士の支え合いが必要となります。しかし現状は、住民同士の交流の機会が少なく、地域の繋がりの希薄化が進んでいます。

ボランティアへ参加を促進するため、その必要性と意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信や育成と支援に取り組む必要があります。

■行政が取り組むこと

住民同士の繋がりを深めるため、ボランティア活動を通じた、住民同士の交流の機会をつくります。今後も、住民や社協とのパートナーシップを大切にしながら、ボランティア活動を推進し、住民自身が主体となる活動の支援を行います。そして、引き続き、ボランティア活動に対する広報、相談、リーダーの養成等を行いながら基盤の整備を図ります。

■社協が取り組むこと

多様な人材の福祉活動への参画を図るために、ボランティア活動実践者に対する活動支援を行い、さまざまなボランティアと関わることによって、住民の目線から見えた福祉課題を把握し、ボランティア活動の活性化を図ります。

今後は災害ボランティアへの広報啓発を図り、ボランティア登録を行っていきます。

実施主体	取組内容
町	ボランティア活動への支援
	生活支援サポーター・認知症サポーター・町民後見人等の育成、支援
社協	ボランティアセンター機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する広報啓発 ・ボランティア団体への支援 ・ボランティア保険の加入促進 ・災害ボランティア登録及び支援
地域住民	ボランティア活動について理解し積極的に参加する

3-3 社会福祉協議会の基盤強化

■現状

- ・年間における研修計画を立て外部研修等を行い、職員の資質向上に努めています。また、リモート研修等を計画的に参加しています。
- ・地域福祉推進の中核的な団体として、専門性を持った人材育成に向けて、研鑽に務めています。

■課題

住民と行政、社会福祉協議会が三位一体となって地域福祉を推進していくことが必要です。

■行政が取り組むこと

行政との連携をとおして、地域の福祉を推進する民間福祉団体、特にその中核となっている社会福祉協議会の運営基盤を強化・支援していきます。

■社協が取り組むこと

社会福祉協議会の社会的役割を認識し、組織の強化、効率的な運営・経営基盤の見直し・強化を図ると同時に必要な人材確保に努めています。

実施主体	取組内容
町	社会福祉協議会への活動支援
社 協	職員の能力向上 ・職員研修会の開催
	職員体制の充実強化 ・職員体制充実強化に向けた検討 ・職員体制充実強化に向けた人材確保
	運営基盤の強化 ・会員加入促進 ・助成金補助金情報の活用及び取り組み
	地域福祉活動計画の推進 ・地域福祉活動計画評価委員会の設置 ・地域福祉活動計画の進捗管理

【その4】 その他の活動

避難行動要支援者の支援

(1) 支援の対象者

要配慮者の対象者とは、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動に支援を要する者をいい、次に掲げる者のうち災害時における地域での支援を希望する者であって、支援を受けるために必要な自己に関する個人情報を事前に提供することに同意した在宅の者とします。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 寝たきり高齢者
- ③ 身体に障害を有する方
- ④ 精神又は知的の障害を有する方
- ⑤ 重度の認知症の症状を有する方
- ⑥ 乳幼児、妊婦等配慮を必要とする方
- ⑦ 外国人

対象者の選定については、民生委員等地域の福祉関係者に協力を依頼し、また、定期的に対象者の見直し作業を実施します。

その中でも自ら避難することが著しく困難な方を「避難行動要支援者」とし、民生委員等と協力して確認作業を進めていきます。「避難行動要支援者」とは下記の者とします。

- ① 要介護3から要介護5の認定を受けている方
- ② 身体障害者1級・2級の方
- ③ 知的障害者（療育手帳A）の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 難病患者（在宅で介助を要する）の方

(2) 関係団体等との協力

災害時には、警察、消防、保健所等の行政機関や消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアスタッフ、老人クラブ、障害者団体等の福祉関係者、自治会等の関係団体と協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から、これらの団体等が連携をとり、災害時における協力体制の構築を目指します。

(3)平常時の対策

①要配慮者情報把握と管理

災害時において、要配慮者の所在と安否を確認し、適切な援助を迅速に行うために、平常時から所在や実情を把握しておくことが必要です。情報の収集にあたっては、統一した調査様式や台帳を作成します。また、情報の開示、更新、管理方法について、町の制定する個人情報保護条例に基づき、本人同意の下、収集します。

②避難誘導、安否確認等の支援体制

災害発生直後に要配慮者の避難誘導を迅速に行うには、同居の家族の他、近隣住民の積極的な協力が必要です。また、安否確認等を行政が中心となって行う際には、要配慮者のプライバシーを確保しながら、地域住民や関係団体等の協力を得ることが大切です。災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域住民の協力が不可欠であるため、消防団、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、支援者等と連携を図り、災害発生時に各組織が確認した安否情報、避難誘導の経過や結果の情報の集約方法等について共通意識を持つように努めます。

③情報伝達手段

要配慮者は、情報の理解・判断・行動等各段階での的確さに欠けることが予想されるため、災害発生時に、迅速かつ的確な指示ができるよう、各種の災害を想定して、できるだけ多くの情報伝達手段の確保に努めます。

また、災害発時においては、電話やファクシミリ等の通信手段が寸断される事態や孤立することも考えられることから、そのような非常時にも要配慮者が情報から取り残されることなく速やかに避難できるよう、誰が誰に情報を伝えておくかなど、情報伝達手段の整備を図ります。

④地域コミュニティと防災組織の醸成

日頃から要配慮者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、災害時における支援意識の醸成を図ります。地域における防災対応能力の向上を図るため、地域住民を対象に、防災に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、要配慮者への対応方法などについて周知します。

⑤避難施設の整備等

福祉避難所の指定や、緊急入所等で協力を求めることがある社会福祉施設等との連携を図ります。

⑥自主ボランティア組織との連携

災害発時において、必要となるのは自主防災組織を中心とした地域での助け合いであります。また、近年の事例においてもボランティアの活動が欠かせない要素となっています。今後、要配慮者への支援についても、ボランティアが有効に活用できるよう体制の整備に努めます。

(4)災害発生時の対応

①避難情報等の伝達・避難誘導、安否情報等の収集

災害発生時において情報が不足することは、被災者の不安を一層つのらせることがあります。多くの人々が被災した状況においても、防災行政無線等を利用して的確な情報を伝え、自主防災組織等の地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導ができるよう努めます。

②社会福祉施設等の対応

災害により社会福祉施設等が被災した場合には、施設等において入所者や通所者の安否確認を行うとともに、安全な施設への移動などについて考慮する必要があります。

また、被災しなかった社会福祉施設等は、対応可能な範囲で要配慮者の一時的な受け入れが可能となるよう協力を求めます。

③ボランティアとの連携

ボランティアの活動が有効に行われるためには、平素から災害ボランティアの育成と体制を整えておく必要があります。社会福祉協議会等と連携をとり、災害ボランティアセンターを開設するなど、災害支援体制の整備が必要です。

④福祉サービス提供者との連携

福祉サービス提供者との連絡を密にし、要配慮者の安否確認や居住環境を確認し、広域的な応援や受け入れも活用しながら、福祉サービスが継続できるよう、行政と福祉サービス提供者との間で連携を図ります。

第5章 第2期久米南町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が、経済的な不利益や生活上不自由にならないために、「成年後見人」等、その人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度です。

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。その後、平成29年3月に1期目の成年後見制度利用促進基本計画が策定され、令和4年3月に2期目の新たな基本計画(以下「国の基本計画」という。)が閣議決定されました。

また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものと規程されています。

本町においても、支援を必要とする人を早期に支援に繋ぐ仕組みづくりや、本人の意思が尊重され、安心してくらすことのできる地域づくりに向けて、「第2期久米南町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「促進法」第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置付けています。

3 成年後見制度利用促進に関するこれまでの取組

令和4年4月1日に権利擁護支援の中核機関となる機関として「久米南町成年後見センター」を久米南町地域包括支援センター内に開設しました。成年後見制度の周知、専門職団体との連携による支援、後見人の受任調整会議などを行っています。また、令和8年2月に「地域連携ネットワーク協議会」を設置し、多職種間での地域課題の解決に向けた体制整備を始めました。「認知症になっても、障害があつても、地域で安心して、自分らしく暮らしたい」という、当たり前の思いを支えられるよう、地域全体で制度について理解し、連携・協力できる体制づくりを進めています。

4 成年後見制度利用に関する現状

■成年後見制度の利用者数（令和7年4月14日現在）

単位：人

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
利用者数	7	6	6	0	19

（岡山家庭裁判所調べより）

（1）権利擁護支援事業

久米南町成年後見センターを通じて把握された、認知症等により判断能力が低下し契約行為等が困難と考えられる方について、民法上の成年後見制度（成年後見、保佐、補助）の利用が円滑に行われるよう、家庭裁判所への審判請求について案内しています。その中でも、身寄りがないなどの理由で親族の申し立てが困難な方については、成年後見制度の町長申し立て等の対応を行っています。

■久米南町成年後見センター相談援助数の推移

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談援助件数	—	—	8	30	48

（久米南町成年後見センター実績より）

(2)首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てるすることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況にあるにも関わらず、本人や家族ともに申し立てを行うことが難しい場合で、特に必要がある時に町長が申し立てを行います。

■成年後見制度の町長申し立て数の推移

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町長申立件数	1	0	0	0	0

(3)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申し立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、鑑定費用等）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

■成年後見制度利用支援事業

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
費用助成 (町長申立)	1	0	0	0	0
報酬助成	2	2	2	1	1

(4)日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始にあたり医学的判断が求められること、生活支援員等による見守り機能を活かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴があります。社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の対象者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へ円滑に移行できるように取り組んでいます。

■日常生活自立支援事業利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日援利用者数	3	2	2	0	2

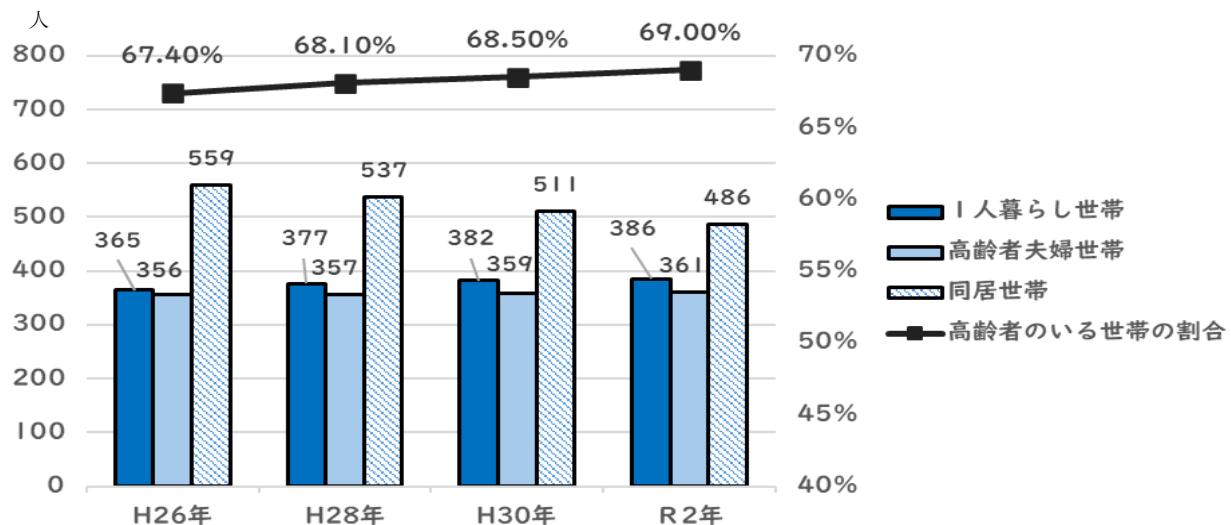
5 成年後見制度の課題

判断する能力が十分ではなくても、その意思が尊重され、自分らしく生活していくことができるよう本人を支援していくのが、後見人等の役割です。そのため、後見人等にとって、財産管理も重要ですが、本人の意思決定を支援しながらその人の生活を支援していく身上保護の事務もとても重要です。財産管理も、ただ本人の財産を使わず、大事に守って維持していくことではなく、本人の意思決定を支援しながら、本人のために適切に財産を活用していくことが重要になってきます。

そして、これから地域には成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の充実を図っていくために、「地域連携ネットワーク」の活用が重要です。これは、地域住民と町内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等などの分野を超えた多職種が有機的に連携する権利擁護の支援体制のことをいいます。久米南町成年後見センターは、この地域連携ネットワークを活用し、成年後見制度の利用促進に努めています。

また、本町における高齢者を取り巻く状況は、令和2年において総世帯数、1,788世帯のうち高齢者のいる世帯は1,233世帯で69.0%、このうち一人暮らし高齢者世帯は386世帯で21.6%であり、同じく高齢者夫婦世帯は361世帯で20.2%であり、高齢者のみで構成される世帯は増加傾向にあります。今後、成年後見制度を利用する可能性がある方が増加していくことが予想されますが、こうした状況にあっても、適切な後見人候補者を推薦するためには、親族、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に加えて、後見人の担い手を増やす取り組みが必要です。久米南町成年後見センターでは、成年後見制度を利用する方がその状況に応じた選択を行えるよう、関係機関との検討・協議を進め、町民後見人の養成・支援に努める必要があります。

○高齢者世帯数の推移



※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより

6 計画策定によりめざす姿

(1)広報機能に関すること

広報紙やパンフレットによる広報、ふれあいきいきサロンでの寸劇による周知等進めていますが、今後もさらに制度の周知・啓発に努めます。認知症や知的障害、精神障害等により、本人の判断する能力が十分でなく、自ら支援を求められない人を適切な支援につなげていくためには、身近な親族や地域住民、福祉関係者、医療関係者に、権利擁護支援についての理解を深めていただき、早めに本人の変化を捉えて、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援につなげていくことが大切です。

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関すること

権利擁護支援を必要としている方は、判断能力等の状況や取り巻く生活の状況により、その方らしく日常生活を送ることができなくなつたとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合があります。本人らしい生活を継続するためには地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用に繋げることが重要です。これらのことから、権利擁護支援を必要としている方も含めた地域に暮らす全ての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた包括的な地域連携ネットワークを構築することが必要です。地域連携ネットワークを構築するための要素として ①権利擁護支援チーム、②協議会、③中核機関があります。久米南町では、久米南町成年後見センターを地域連携ネットワークの中核機関とし、地域において権利擁護に関わる支援者や、専門職団体等による協議会の事務局を担っています。

① 権利擁護支援チーム

本人に身近な親族や関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や価値観を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。権利擁護支援が必要な方について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては福祉・医療・地域の関係者が、後見開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として 関わる 体制づくりを進めています。

② 協議会

関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める仕組みです。後見等開始の前後を問わず、法律・福祉の専門職や関係機関が権利擁護支援チームに対し必要な支援を行うことができるように協議の場を設け、体制整備を進めています。

③ 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関です。個別ケースにおいては、本人の関係者等からの相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行いま

す。また、協議会の運営を通して、専門職団体や関係機関の協力・連携強化を図ります。

(ア)権利擁護の相談支援機能に関すること

久米南町成年後見センターで相談を受けた後には、本人の意思・意向を尊重して、最もふさわしい支援につなぐことが大切です。成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援のニーズを精査して見極め、具体的な支援に早期につなぐ必要があります。権利擁護支援にあたっては、専門的判断も重要となるため、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職団体と連携を図りながら、幅広い相談体制の充実に取り組みます。

(イ)権利擁護支援チームの形成支援機能に関すること

成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指さなければなりません。本人の意思決定支援を行い、本人の意思を尊重するとともに、その心身の状態及び生活の状況等を踏まえた身上保護を行っていくことができる権利擁護支援チームを形成するための支援に努めます。

また、適切な後見人候補者を推薦するためには、親族、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に加えて、町民後見人の担い手を増やす取り組みが必要です。令和8年3月現在、町民後見人の養成講座を履修した方は1名です。成年後見制度を利用する方がその状況に応じた選択を行えるよう、町民後見人の養成・支援に努めます。

(ウ)権利擁護支援チームの自立支援機能に関すること

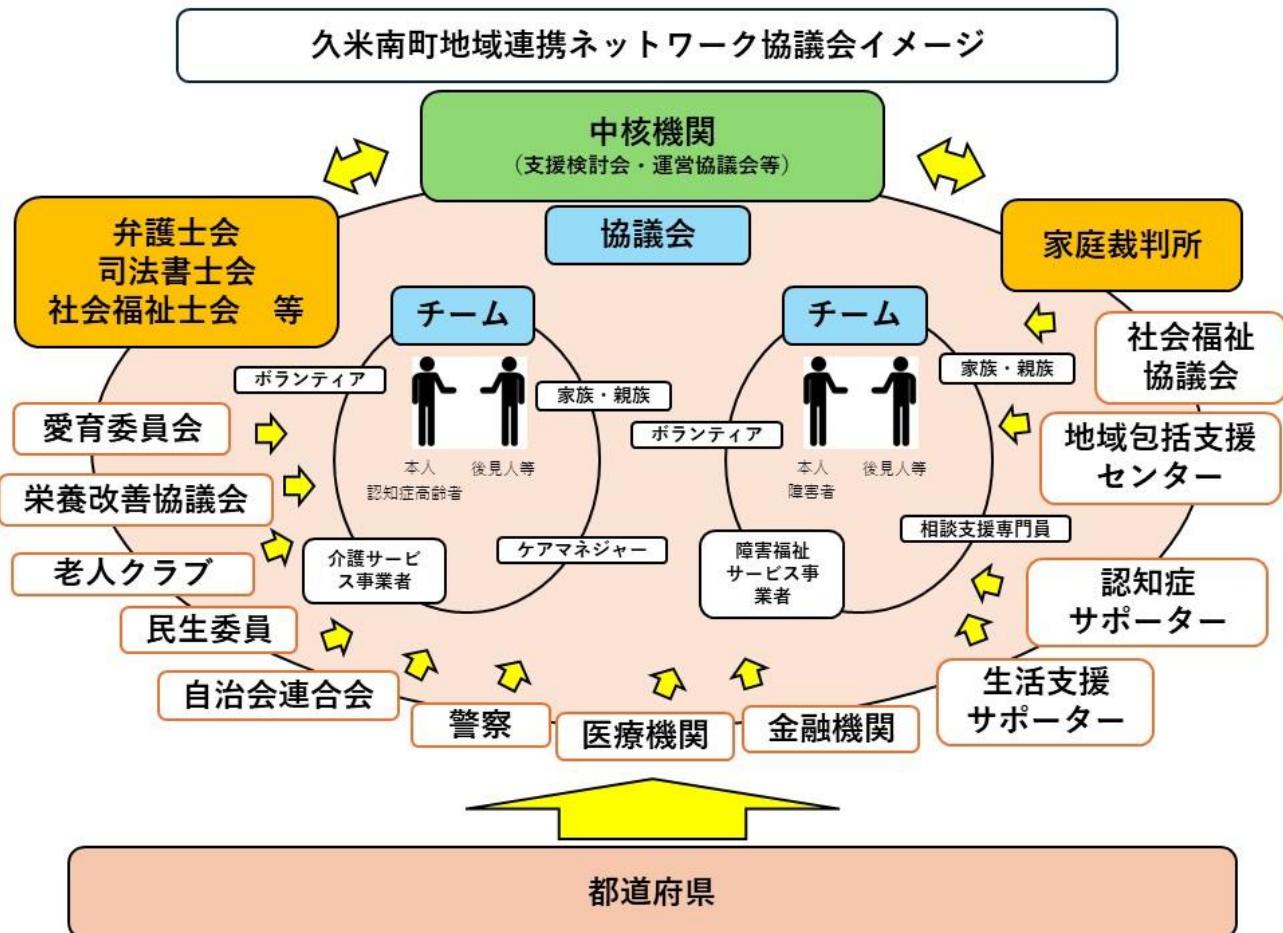
本人や後見人、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催する等、権利擁護支援チーム開始の支援や、権利擁護支援チームによる支援の開始後に、課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう努めます。

本人の財産を管理する成年後見制度は、家庭裁判所の監督の下に行われる安全な制度であるという所が大きな長所です。後見人等の知識不足や理解不足によって誤った事務を予防するため、後見人等からの相談、日常的に支援を受けられる体制の整備を図ることを通じて、不正が行われることがないように努めます。

(3)町長申立てと成年後見制度利用支援事業に関すること

判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して、保健福祉課職員、福祉・医療関係者、専門職等が連携して、成年後見制度が必要な方を発見し、相談につなげ、町長申し立てに対応できる体制を構築します。また、後見人への報酬を負担することが困難な利用者のために、町が実施する成年後見制度利用支援事業の活用を進めています。

【久米南町地域連携ネットワークのイメージ】



第6章 久米南町再犯防止推進計画

1 現状と課題

全国で刑法犯の検挙者数は平成19年以降毎年減少傾向にありましたが、令和5年以降は増加傾向となっており、再犯者の占める割合（再犯者率）は約47%（令和5年）で横ばい状態となっています。岡山県において令和6年の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は49.7%、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の割合である「再非行少年率」は30.0%となっています。「再犯者率」は全国の46.2%を上回っていますが、「再非行少年率」は全国の31.2%を下回っています。その他、無職状態を解消することが犯罪や非行の繰り返しを防ぐ大きな課題の一つとなっています。

このため、犯罪や非行をした人が、町民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として定職に就き、住居を定め、生活していくことができれば、犯罪等の未然防止に有効であり、やがては安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を可能とすると考えます。

そのためには、多様化が進む社会で犯罪や非行をした人を排除したり、孤立させたりするのではなく、再び社会を構成する一員になることができるよう、町、刑事司法関係機関、民間ボランティアを中心とした更生保護に携わる団体等が互いに連携しながら息の長い支援を進めていく必要があります。

2 地方再犯防止推進計画の策定

このような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、そこでは再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項が示されています。

そして、令和5年3月、国が「第二次再犯防止推進計画」を策定し、それを受け令和6年3月に「第2次岡山県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においては、「第4期久米南町地域福祉計画第6章」を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置付け、地域福祉計画と一体的に安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯防止施策の推進に取り組みます。

3 再犯者、刑務所出所者等に係る全国の状況

※令和6年版再犯防止推進白書（法務省）より

①刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率（令和5年）

刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
183,269人	86,099人	47.0%

②新受刑者数中の再入者数、再入者率（令和5年）

新受刑者数	再入者数	再入者率
14,085人	7,748人	55.0%

③出所受刑者の2年以内再入者数、2年以内再入率（令和4年）

2年以内再入者数	2年以内再入率
2,218人	13.0%

④主な罪名別2年以内再入率（令和4年）

覚醒剤取締法違反	性犯罪	傷害・暴行	窃盗
10.6%	6.2%	11.5%	19.4%

⑤特性別（65歳以上高齢者・女性・少年）2年以内再入率（令和4年）

高齢	女性	少年
18.3%	10.8%	9.1%

⑥刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち就職した人の数、その割合（令和5年度）

支援の対象者	就職した人の数	就職した人の割合
6,185人	3,072人	49.7%

⑦協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数等（令和5年）

協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者数等
24,969社	912社	1,287人

⑧保護観察終了時に無職である人の数、その割合（令和5年）

保護観察終了者	無職である人	無職である人の割合
20,694人	5,079人	25.1%

⑨刑務所出所時に帰住先がない人の数、その割合（令和5年）

刑務所出所者総数	帰住先がない人の数	帰住先がない人の割合
16,233人	2,591人	16.0%

⑩更生保護施設及び自立準備ホームで一時的に居場所を確保した人の数
(令和5年度)

更生保護施設	自立準備ホーム	合計
7,866人	1,775人	9,641人

4 関係団体等との連携

本町では、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア団体である保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体である更生保護女性会等の活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

さらに、これらの再犯防止に取り組んでいる関係団体と警察、その他の関係機関との円滑な連携を図り、地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進める必要があります。

«再犯防止に取り組んでいる関係団体別の活動状況等（令和8年1月1日 現在）»

団体等の名称	活動状況等
保護司会	保護司は、犯罪や非行をして保護観察を受けている人の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援にあたるほか、矯正施設等から社会復帰をした人がスムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就職先の等の帰住環境の調整や相談を行っています。また、保護司会を組織し、犯罪予防活動として“社会を明るくする運動”的推進及び町内小中学校との連携を図っています。 本町では6名の保護司が活動しています。
更生保護女性会	犯罪や非行をした人の更生に協力・支援することで、地域社会から再犯や再非行をなくし、また、未然防止のために更生保護についての啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、社会福祉の増進に寄与することを目的に活動しているボランティア団体です。今後も保護義金を通じて美作自修会の支援を継続していきます。 本町では62名が会員として活動しています。
更生保護法人 美作自修会	美作自修会は、当会を退会し津山市内等に自立した人に対しても訪問支援等を継続しています。地域に出て一人暮らしをする彼らは孤独です。話し相手すらおりません。自修会の職員は、フードバンクから頂いた寄附食料を持参すると共に、悩みごとの相談に乗ったり、病院受診に同行したり、話し相手になったりと、彼らを孤立させない取り組みを行って再犯防止を推進しています。 美作自修会では9名の職員が活動しています。

協力雇用主会	犯罪・非行の前歴があるために就労が困難である刑務所出身者等を、その事情を理解したうえで雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主の方々です。 岡山県内に348社登録があり、町内では1社が登録を行っています。
--------	---

5 施策の方向性

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠ですが、一方で、犯罪や非行をした人を社会から孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れることができる社会であることも必要です。

そのためには、犯罪や非行をした人の更生について町民の理解を得るための広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至るケースがありますが、その大きな要因として、就労を希望しても思うように定職に就くことができないことが挙げられます。

この他にも、帰住先（住まい）がないことも、社会復帰後の生活を困難にしている要因であることがうかがえます。

これらのことから犯罪や非行をした人が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援として、次のような施策の方向性を定めます。

- 1. 就労・住居の確保等
- 2. 保健医療・福祉サービス等の利用促進
- 3. 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4. 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等
- 5. 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進等

6 今後の取り組み

項目	取組内容
就労・住居の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや支援関係機関等のさまざまな社会資源を活用して必要な支援を行います。 ・犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、町営住宅への入居について配慮し、広報紙等を活用して募集状況などについて情報提供を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰を目指しているが、就労が困難であるなどの理由により生活困窮に陥っている場合には、社会福祉協議会を通じて貸付制度などを紹介します。
保健医療・福祉サービス等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行をした人の受入体制の協議などを行うため、矯正施設や保護観察所等との連携を推進します。 ・犯罪や非行をした人のうち、高齢や障害等により保健医療・福祉の支援を必要とする人等に対して、必要とする情報を提供し、保健医療・福祉サービスにつなげ、地域において自活した生活を可能とするために、関係機関・団体との連携を図ります。
学校等と連携した修学支援の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育では道徳科でも法を守ることの大切さを教えており、犯罪を起こさない規範意識の醸成をはじめ、道徳的行為をしようとする内面の力を育てる教育を行っていきます。 ・警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。 ・児童生徒の非行や犯罪被害の未然防止に係る情報共有を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置するとともに、保護者への支援を行う家庭教育支援チームも含めて、学校内外の連携を促進します。 ・児童生徒が相談しやすい環境を作るために、学校だけではなくさまざまな相談窓口等の情報を提供します。
犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止のための支援を効果的に行うためには、犯罪や非行をした人の経歴や心身の状況、家庭環境や経済的状況などの特性を把握したうえで、支援関係機関等がこれらの特性に応じて行う指導等に関して情報共有を行い、役割を分担しながら取り組みます。 ・非行に陥った少年等の中には、発達上の課題を有し、指導の内容の理解に時間を要したり、特別な措置を必要としたりする人が存在します。そのような人は、児童福祉関係機関に継続歴がある人や、発達障害等の障害を有している場合も少なくありません。そこで、児童相談所や学校、その他子どもの支援に関わる関係機関等の連携を強化し、ケース検討会を適時適切に実施するなど、きめ細やかな支援を実施します。

民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止や更生保護に関する理解を深めるため、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」のほか、7月の再犯防止啓発月間には広報活動を強化します。 ・更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。
-------------------------	--

《久米南町再犯防止推進計画の策定に向けた意見聴取》

久米南町再犯防止推進計画（各論・第6章）の策定にあたり、次の関係機関・団体等から同計画について意見をいただきました。

機関・団体等の名称
久米地区保護司会久米南支部
久米南町更生保護女性会
岡山県美咲警察署
岡山保護観察所
更生保護法人 美作自修会

第7章 計画の推進にむけて

1 計画の周知

本計画及び計画の実施状況に係る情報は、広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、広く町民への周知を図ります。

2 連携・協働による地域福祉の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体と行政、社協が連携して対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、医療・福祉関係者、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て (Plan)、実行 (Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで (Check)、その後の取り組みを改善する (Action)、一連の PDCA サイクルの構築に努めます。

資料編

1 久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

(1) 久米南町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年10月9日
告示第83号

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条の規定に基づく久米南町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く町民の意見を反映させるため、久米南町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長になる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(2) 久米南町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、久米南町に暮らす誰もが安心していきいきと豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて、久米南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民や関係機関と連携してさまざまな福祉活動を行うための地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、久米南町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定・推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 策定委員は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 久米南町社協福祉委員の代表者
- (5) その他本会会長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 この策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 1 委員長は、策定委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議の議事に關係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第8条 策定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、または意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 策定委員会に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 最初に招集される策定委員会は、第6条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

(2) 策定委員会委員名簿

■久米南町地域福祉計画（町）

所属機関名	役職名	氏名
久米南町老人クラブ連合会	会長	磯山 守
久米南町ふれあいの会	会長	磯山 幹子
ゆずっこクラブ	会長	景山 美香
久米南町民生委員児童委員協議会	会長	○岸 順子
久米南町婦人協議会	会長	木多 敏江
久米南町愛育委員会	会長	北川 眉美
久米南町介護サービス事業所	代表	高山 卓也
久米南町社会福祉協議会福祉委員	代表	竹島 智子
久米南町自治会連合会	会長	◎平尾 知義
地域福祉推進団体	役員	福円 邦明
久米南町社会福祉協議会	事務局長	福田 美子
保健師	代表	三木 真由美
久米南町身体障害者福祉協議会	会長	山本 久子

13名（氏名五十音順・敬称略）

◎：委員長、○：副委員長

■久米南町地域福祉活動計画（社協）

所属機関名	役職名	氏名
久米南町老人クラブ連合会	会長	磯山 守
久米南町ふれあいの会	会長	磯山 幹子
ゆずっこクラブ	会長	景山 美香
久米南町民生委員児童委員協議会	会長	○岸 順子
久米南町婦人協議会	会長	木多 敏江
久米南町愛育委員会	会長	北川 眉美
久米南町介護サービス事業所	代表	高山 卓也
久米南町社会福祉協議会福祉委員	代表	竹島 智子
久米南町保健福祉課	課長	中村 仁
久米南町自治会連合会	会長	◎平尾 知義
地域福祉推進団体	役員	福円 邦明
保健師	代表	三木 真由美
久米南町身体障害者福祉協議会	会長	山本 久子

13名（氏名五十音順・敬称略）

◎：委員長、○：副委員長

2 計画策定経過

令和7年	4月～7月	住民意識アンケート調査の実施
	12月19日	久米南町地域福祉推進会議
	11月27日	第1回久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定員会 ・委員委嘱 ・会長選出 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要 ・第3期計画の進捗状況について ・アンケート調査、地域福祉推進会議の報告 ・第4期計画基本理念について
令和8年	2月10日～ 3月11日	パブリックコメント
	3月13日	第2回久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定員会 ・計画案について



第4期久米南町地域福祉計画

久米南町地域福祉活動計画



発行日：令和8年3月

発行者：久米南町 保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

TEL 086-728-4411

ホームページ <https://www.town.kumenan.lg.jp/>

久米南町社会福祉協議会

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削515-1

TEL 086-728-2000

ホームページ <http://kumenansyakyo.jp/>